

杉並区

みどりの基本計画（案）



目次

第1章

みどりの基本計画とは P1

1-1 計画改定の背景と目的 ～みどりのことを、じぶんのことに～	2
1-2 計画の位置付け	3
1-3 計画期間と対象区域	4
1-4 「みどり」の定義	4

第2章

みどりの現状と課題 P5

2-1 みどりを取り巻く動き	6
気候危機への取組	8
生物多様性保全への取組	9
グリーンインフラの推進に向けた取組	10
コラム 杉並区気候区民会議	11
コラム 私たちの暮らしを守る生物多様性	12
コラム グリーンインフラの活用	13
コラム みどりとSDGs	14
2-2 杉並区のみどりに関する状況	15
2-3 課題の整理と改定の視点（方向性）	19
コラム 区民参加型の雨庭づくり	23

第3章

将来像と基本方針 P25

3-1 将来像	26
3-2 基本方針	29
3-3 指標	31
3-4 みどりに関する各制度の保全・指定方針	36
生産緑地地区の保全・指定方針	36
風致地区の保全方針	37
特別緑地保全地区の保全・指定方針	38

第4章

取組の内容 P39

4-1 取組体系	41
4-2 取組内容	43
基本方針Ⅰ みどりの充実	
Ⅰ-1 まとまりのあるみどりを継承する	44
Ⅰ-2 みどりを生活の中に取り込む.....	49
基本方針Ⅱ みどりの活用	
Ⅱ-1 みどりの機能を活かす.....	54
Ⅱ-2 みどりの機能を広げて生物多様性を育む	58
Ⅱ-3 連続するみどりにより機能を高める.....	61
基本方針Ⅲ みどりへの行動	
Ⅲ-1 みどりに関心を持ち学ぶ.....	64
Ⅲ-2 みどりに関する活動をする	68

第5章

実現に向けて P71

5-1 区民・事業者・行政の役割.....	72
取組の推進体制と主体の役割	72
計画の進行管理.....	74
5-2 協働により実現するみどりのイメージ	75
「住宅街」「商店街」「屋敷林・農地」「公園」	
「学校」「河川」「道路」のみどり	

資料編

P83

1 前計画の評価	84
2 区民の意見調査の概要.....	91
3 杉並区の概要	95
4 杉並区のみどりの概要.....	105
5 その他のみどりに関する方針・計画.....	125
・杉並区みどりのベルトづくり計画.....	125
・杉並区みどりのリサイクル計画	136
・杉並区緑地保全方針.....	145
・杉並区多世代が利用できる公園づくり基本方針	167
6 杉並区のみどりの略年表.....	191
7 計画の検討体制.....	197
8 用語の説明.....	202

本文中の*印が付記されている語句は、資料編の「用語の説明」に記載した語句の初出箇所を示しています。



▲中杉通り

第1章 みどりの基本計画とは

1-1 計画改定の背景と目的

～みどりのことを、じぶんのことに～

1-2 計画の位置付け

1-3 計画期間と対象区域

1-4 「みどり」の定義

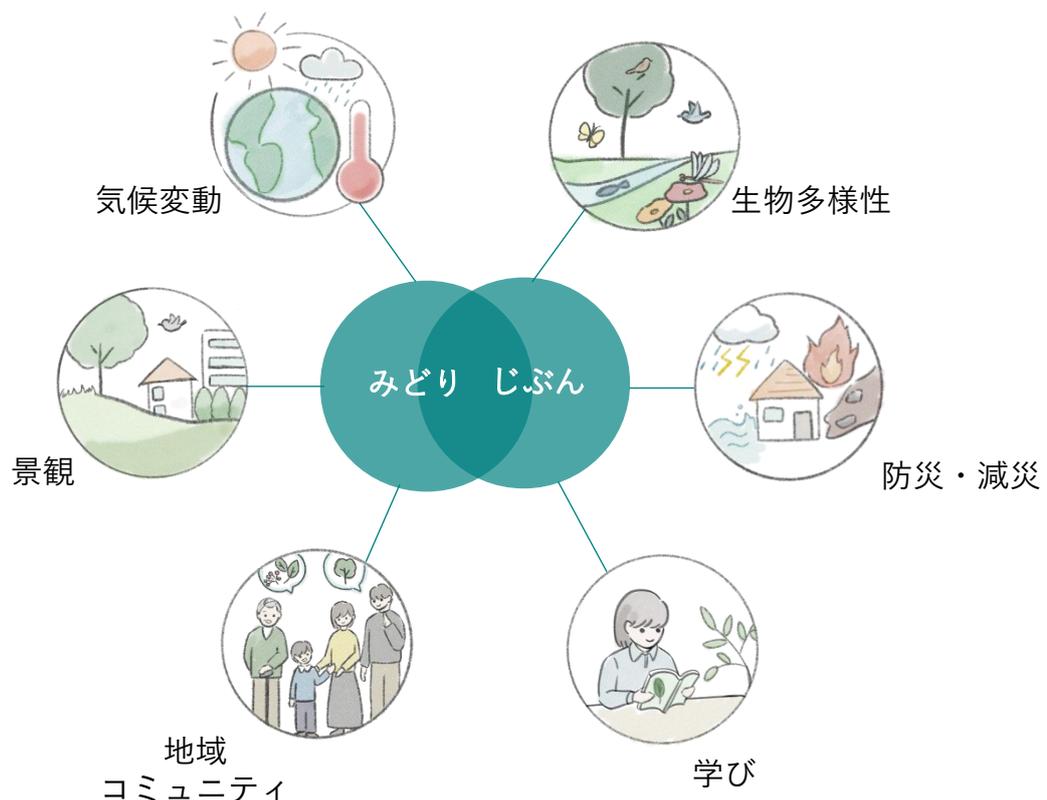
1-1 計画改定の背景と目的 ～みどりのことを、じぶんのことに～

私たちのまちは、住宅都市でありながら豊かな自然と身近なみどりに恵まれています。みどりは、気候変動の緩和、生物多様性*の保全、景観形成、防災・減災など、都市に欠かせない役割を果たすとともに、地域コミュニティの絆を深め、心理的な癒しや、環境教育の場としても重要です。また、ゼロカーボンシティ*の実現に向け、CO₂吸収の視点からもみどりの役割がより一層重要となっています。

近年では、都市の防災性や快適性を高め、持続可能なまちづくりを進める「グリーンインフラ」*の考え方が注目され、みどりの持つ多面的な機能を最大限に活用していくことが求められています。一方で、ライフスタイルの変化や住宅密度の上昇などにより、みどりが区民の暮らしの中へ十分に取り入れられていないという課題も見受けられます。

また、平成22年（2010年）に「杉並区みどりの基本計画」（以下「本計画」という。）を改定して以降、都市公園の老朽化対策等の計画的な管理や、都市農地の計画的な保全の推進などを目的とした平成29年（2017年）の都市緑地法*の改正、令和6年（2024年）の国の「緑の基本方針」*策定など、区のみどり施策を取り巻く状況も大きく変化しています。

こうした背景を踏まえ、専門家の知見に基づく助言を受けるとともに、広く区民等から意見聴取を行った上で、本計画を改定しました。改定した本計画では、区民一人ひとりがみどりの重要性を「じぶんごと」として認識し、身近な環境の向上に向けて行動を起こすことで、緑地の保全と緑化を総合的に進め、区民・事業者・行政が協働して、みどりの価値を次世代へ継承することを目指します。

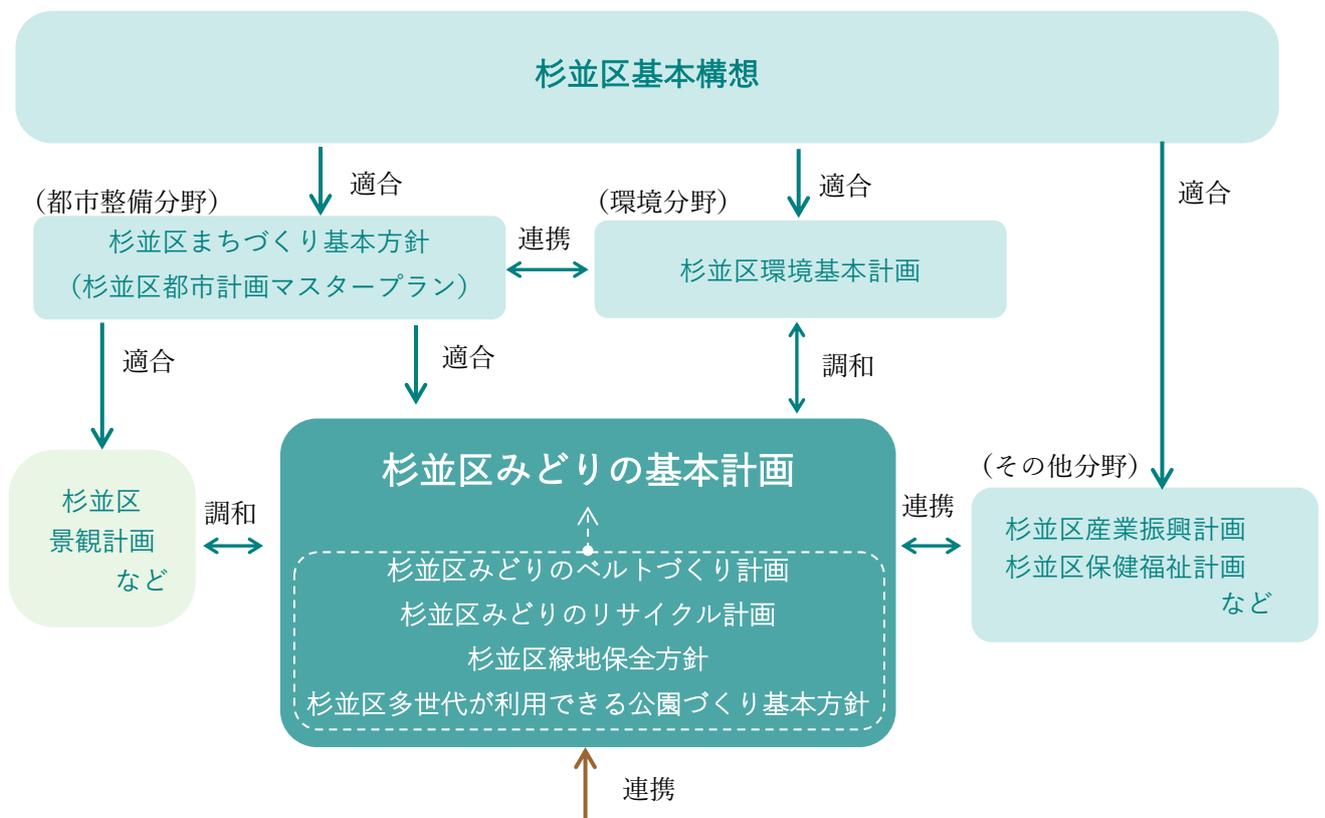


1-2 計画の位置付け

本計画は、「都市緑地法」及び「杉並区みどりの条例」に基づき、都市のみどりを守り、育て、未来へつないでいくための将来像や方針などを示す「みどりの未来図」となる基本計画です。

区の最上位計画である「杉並区基本構想」*に示された目指すまちの姿「みどり豊かな住まいのみやこ」を実現するため、部門別の個別計画として策定し、みどりに関する以下の方針等を包含するものとします。

方針・計画名	概要
杉並区みどりのベルトづくり計画 (平成 17 年 (2005 年) 1 月策定)	区内の公園緑地・道路や、屋敷林・農地などのみどりを活用しながら「帯状のみどり空間」を形成するための計画。
杉並区みどりのリサイクル計画 (平成 17 年 (2005 年) 1 月策定)	剪定枝・落ち葉等の植物発生材を資源として利用することで、環境に負荷を与えないまちを実現するための計画。
杉並区緑地保全方針 (平成 26 年 (2014 年) 9 月策定)	屋敷林や農地など民有地のみどりを貴重なみどりとして重点的に保全するための効果的な取組を定めた方針。
杉並区多世代が利用できる公園づくり基本方針 (平成 31 年 (2019 年) 1 月策定)	公園施設の再配置等による公園機能の見直しを図りながら、多世代が利用できる魅力ある公園づくりを推進するための方針。



【国】 緑の基本方針、国土形成計画（全国計画）、首都圏広域地方計画 など
 【東京都】 緑確保の総合的な方針、都市計画公園・緑地の整備方針、東京グリーンビズなど

1-3 計画期間と対象区域

計画期間 令和 8 年度（2026 年度）から令和 12 年度（2030 年度）まで

みどりの生育や環境の変化については、長期的な視点が不可欠であることから、概ね 20 年後の未来を展望しながらも、「杉並区まちづくり基本方針（杉並区都市計画マスタープラン）」*等との整合を図るため、令和 12 年度（2030 年度）までを計画期間とします。ただし、まちづくりの進捗状況や社会経済環境の変化などを踏まえ、必要に応じて本計画の見直しを行うこととします。

対象区域 杉並区全域（3,406ha）

1-4 「みどり」の定義

本計画では、樹林、樹木、生け垣、草花といった植物に限らず、植物が育つための土地や水などの自然環境、加えて、そこに生息する動物などの生きものも含めて「みどり」と定義します。



第2章 みどりの現状と課題

2-1 みどりを取り巻く動き

気候危機への取組

生物多様性保全への取組

グリーンインフラの推進に向けた取組

コラム 杉並区気候区民会議

コラム 私たちの暮らしを守る生物多様性

コラム グリーンインフラの活用

コラム みどりとSDGs

2-2 杉並区のみどりに関する状況

2-3 課題の整理と改定の視点（方向性）

コラム 区民参加型の雨庭づくり

2-1 みどりを取り巻く動き

【世界の動き】

2010

愛知目標の採択

生物多様性の損失を止めるための20の個別目標が決定



▲愛知目標20のターゲット

【出典】環境省生物多様性ウェブサイト

2015

パリ協定

温室効果ガスの削減に向けた法的枠組を採択

2018

令和32年(2050年)までのカーボンニュートラルを目標

パリ協定の努力目標のため、世界各国で令和32年(2050年)までのカーボンニュートラルを目標として掲げる動きが拡大

【日本の動き】

2015

グリーンインフラの取組の推進

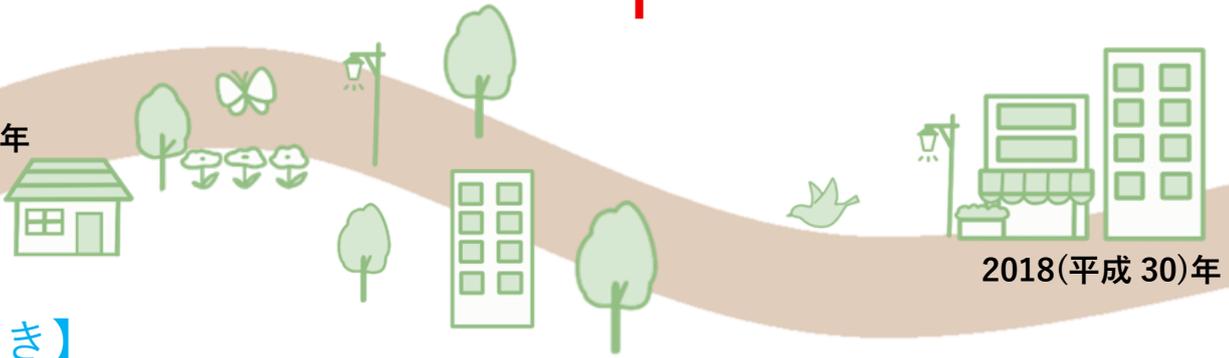
国土形成計画においてグリーンインフラの取組の推進を明記

2017

都市緑地法等の一部改正

都市公園の再生・活性化、緑地・広場の創出、都市農地の保全・活用を推進

2010(平成22)年



2018(平成30)年

【東京の動き】

2012

緑施策の新展開～生物多様性の保全に向けた基本戦略の策定

緑施策のこれまでの取組と、生物多様性の視点から強化する将来的な施策の方向性を提示

2016

東京都環境基本計画の策定

「世界一の環境先進都市・東京」を目標に、環境に関わる社会課題の解決に向けて政策の目標、方向を提示

2017

都市づくりのグランドデザインの策定

活力とゆとりのある高度成熟都市を目標とし、分野横断的な視点から7つの戦略を提示



▲東京都環境基本計画表紙

【出典】東京都環境局 HP



▲都市づくりのグランドデザイン表紙

【出典】東京都都市整備局 HP

【杉並の動き】

2010

杉並区みどりの基本計画の改定

「みどりが暮らしの中に息づくまち 杉並」の実現に向け、5つの基本方針に基づき39の個別施策(みどり39プラン)により取組を推進

2022

COP15「昆明・モントリオール生物多様性枠組」採択

令和12年(2030年)までに陸と海の30%以上を健全な生態系として効果的に保全する30by30の目標を設定



▲昆明・モントリオール生物多様性枠組みパンフレット 【出典】環境省 HP

2023

COP28 パリ協定の目標達成に向けての評価の実施

パリ協定の目標達成に向けての世界全体の進捗を評価する「グローバル・ストックテイク」が初めて実施

2020

令和32年(2050年)までの脱炭素社会実現を宣言

令和32年(2050年)カーボンニュートラル、脱炭素社会の実現を目指すことを宣言

2023

生物多様性国家戦略 2023-2030 の策定(閣議決定)

令和12年(2030年)までのネイチャーポジティブ実現の目標を設定

グリーンインフラ推進戦略 2023 の策定

官と民が両輪となって、あらゆる分野・場面でグリーンインフラを普及・ビルトインすることを明示

2024

緑の基本方針の策定

地球温暖化対策、ウェルビーイング、生物多様性への対応を重視し、都市緑地の計画的・戦略的整備、地方自治体の役割強化を明示

2019(平成31年)



2026(令和8年)

2020

緑確保の総合的な方針の改定

緑の確保地の新たな設定や施策を提示し、生産緑地を保全すべき農地として明確化

2023

東京グリーンビズ始動

100年先を見据え、東京の緑を様々な主体との協働により価値を高め、継承していく新たなプロジェクトを始動



▲東京グリーンビズロゴ 【出典】東京都政策企画局 HP

2024

「未来の東京」戦略 version up 2024 の策定

100年先を見据えた「みどりと生きるまちづくり」を進め、自然と調和した持続可能な都市の実現に向けた目標を設定

2021

杉並区ゼロカーボンシティ宣言

令和32年(2050年)までにゼロカーボンシティの実現を目指すことを宣言

2023

杉並区まちづくり基本方針の改定

まちづくりに関する総合方針(分野別方針)、まちの骨格(将来のまちの骨格、土地利用)を定め、具体的な取組を推進



▲杉並区まちづくり基本方針

2022

杉並区基本構想の策定

目指すまちの姿を「みどり豊かな住まいのみやこ」とし、「環境・みどり」の分野では気候危機への対応、資源循環型社会の実現、グリーンインフラの整備、農地の保全、環境配慮行動の促進を重点的な取組に設定

杉並区環境基本計画の改定

ゼロカーボンシティ実現に向けた、区的环境施策の基本的な方向性を示すものとして策定

2025

杉並区景観計画の改定

社会情勢の変化を踏まえ、『みどり豊かな美しい住宅都市、「杉並百年の景」』を基本目標とした取組を推進

気候危機への取組

世界的な気候変動は、温室効果ガス*排出が要因とされ、熱波や豪雨など異常気象の増加や、生態系*への影響が指摘されています。また、地球温暖化は急速に進行し、今後も自然災害の更なる頻発化・激甚化が危惧されています。こうした事態は、もはや「気候変動」ではなく、「気候危機」とも言える事態になっており、これまで以上の取組が求められています。

世界

パリ協定*

平成 27 年（2015 年）COP*21 で採択

令和 2 年（2020 年）以降の地球温暖化対策に関する国際的な枠組みで、世界の平均気温上昇を産業革命以前と比べ「2°Cより十分低く保ち、1.5°C以内に抑える努力を追求する」という世界共通の長期目標を掲げ、21 世紀の後半までにカーボンニュートラル*の実現を目指しています。

日本

地球温暖化対策計画*

令和 7 年（2025 年）改定

令和 32 年（2050 年）までに、温室効果ガス排出量を実質ゼロ（ネット・ゼロ）にすることを目指しています。

東京都

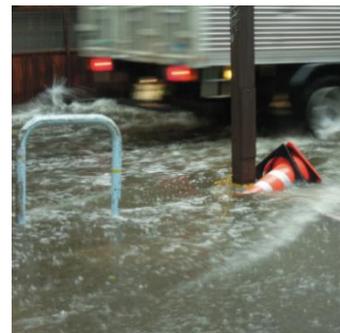
ゼロエミッション東京戦略*

令和元年（2019 年）策定

2050 年排出ゼロを目指し、再エネ導入や省エネに加え、緑の多機能活用による CO₂吸収、暑熱緩和、生物多様性保全を推進する方針を示しています。

杉並区

区内を流れる妙正寺川、善福寺川、神田川の三つの河川でも、都市化や気候変動の影響を受け、周辺家屋等に浸水被害が度々発生しています。また、都市化の影響は暑熱環境の悪化につながり、熱中症のリスクが高まるなど、私たちの生活にも影響が出始めています。



▲急な大雨で冠水した JR 阿佐ヶ谷駅付近 【出典】すぎなみ学倶楽部

杉並区気候区民会議

令和 6 年（2024 年）開催

区では、令和 3 年（2021 年）11 月に、「2050 年ゼロカーボンシティ」を目指すことを宣言しました。この実現に向けて、一人ひとりが当事者意識を持ち、具体的な行動につなげるために、区民参画による気候変動対策を検討する会議を開催しました。

生物多様性保全への取組

森林伐採や都市化、過剰な資源利用、外来種*の侵入、気候変動などの影響が主な原因となって、生物多様性が急速に失われています。生物多様性の損失は、食料や水の安定供給、災害リスクの低減、気候調整といった「生態系サービス」を脅かし、私たちの暮らしや経済活動にも深刻な影響を及ぼすため、世界的な課題として認識され、保全に向けた取組が進められています。

世界

昆明・モンリオール

生物多様性枠組*(GBF)

令和4年(2022年)COP15 採択

令和12年(2030年)までに陸域・海域の30%を保全する「30by30目標」を掲げ、外来種対策や汚染削減、企業情報開示など23のターゲットを設定しています。

日本

生物多様性国家戦略*2023-2030

令和5年(2023年)策定

令和12年(2030年)までにネイチャーポジティブ*を実現するため、30by30を含む25の行動目標と367の施策を設定しています。

東京都

東京都生物多様性推進センター

令和6年(2024年)設立

保全地域の管理、レンジャー育成、都民参加型プログラムを展開し、外来種対策やグリーンインフラ活用も重点施策としています。

東京都生物多様性地域戦略*

令和7年(2025年)改定

令和12年(2030年)までに「自然地の保全・創出10,000ha」「絶滅ZERO」「都民行動100%」などの目標を掲げています。

杉並区

区では、市街化に伴い、まとまったみどりである屋敷林*や農地が減少し、生きものの生息場所も失われつつあることから、新たな公園整備や生物多様性に配慮した植栽を推進し、区民と協働でみどりの保全や親水施設での生きものの居場所づくりに取り組んでいます。また、約40年にわたり自然環境調査や河川生物調査を継続して実施し、区内における動植物の状況を把握しています。

第8次自然環境調査

令和5年(2023年)実施

区内に残された自然環境を把握することを目的として、約5年ごとに実施しています。調査結果は、区内に残された自然の保全や新たなみどりを創出する際の計画づくりの基礎資料としています。



▲杉並区で見られる昆虫 ヤマトシジミ
【出典】杉並区自然環境調査

グリーンインフラの推進に向けた取組

近年、都市が抱える課題である都市型水害、ヒートアイランド現象*、生物多様性の損失などに対応するため、自然の持つ機能を活用する「グリーンインフラ」が注目され、都市づくりに活かす取組が進められています。

日本

グリーンインフラ推進戦略*2023

令和5年（2023年）策定

自然の力を活かして防災・環境改善・生物多様性保全を進める国家戦略で、官民連携、技術革新、評価制度、資金調達など7つの視点で、都市や地域に自然を組み込む仕組みを強化する方針を示しています。

東京都

都市づくりのランドデザイン*

平成28年（2016年）策定

2040年代を見据え、緑と水を都市基盤に組み込むグリーンインフラの概念を導入し、安全・快適・持続可能な都市を実現するための戦略と施策を示しています。

東京グリーンビズ*

令和5年（2023年）始動

100年先を見据えて、緑の多面的価値を活かし、協働して守り育てる持続可能な都市づくりを目指すプロジェクトを始動しています。

杉並区

区では、令和6年度（2024年度）から道路の透水性舗装や区立施設での雨水浸透・貯留施設*の整備を強化するとともに、雨庭*などグリーンインフラを活用した雨水流出抑制対策に取り組んでいます。これらの取組は、ヒートアイランド現象の緩和、生物多様性の保全、景観形成、環境教育の充実など、都市課題の解決にも寄与します。



▲雨庭づくり体験型ワークショップ（桃井原っぱ公園）



▲生物多様性の保全と環境教育の例（遅野井川）

コラム 杉並区気候区民会議

区では、令和32年（2050年）までに地球温暖化の原因である温室効果ガス排出量を実質ゼロにする「2050年ゼロカーボンシティ」の実現を目指しています。近年、地球温暖化は急速に進行しており、猛暑や豪雨など、地球温暖化の脅威は、区民の暮らしや命にも関わる問題となっています。

このような「気候危機」とも言える事態を食い止めるためには、一人ひとりが当事者意識を持ち、具体的な行動につなげていくことが重要となります。そこで、区では、区民の参画による気候変動対策を推進していくため、令和6年（2024年）3月から同年8月まで「杉並区気候区民会議」を開催しました。

気候区民会議では、無作為抽出により選出された77名の区民の方が、有識者等から情報提供を受けながら全6回の会議で議論を重ね、最終的に33の提案をまとめ、区長に提出しました。

中でも、みどりに関する目指すべき杉並区の姿を「質の高い豊かなみどりを守り、育てているまち」とし、以下の8つの取組が提案されました。

みどり

質の高い豊かなみどりを守り、
育てているまち

キーワード #他都市がうらやむ #質の高いみどり
#豊かな自然 #四季を感じる #交流を育むみどり
#愛着の持てるみどり #人と自然に隔たりがない #生き物も人もコンフォータブル #多様性



取組 18

樹林しか勝たん！私有地のみどりを区民が推し活として守るムーブメント「推し樹林」をつくる



取組 19

みどりのおもてなし 駅周辺や大規模な土地に、杉並の顔となるような良質なみどりをつくり区民と守り育てる



取組 20

お願い「みどり先輩」！みどりに詳しい区民を増やすために、身近なみどりの専門家とつなぐ「みどり先輩マッチングサービス」を立ち上げる



取組 21

公共のみどりの整備をきっかけとした、コミュニティや活動の場を創出する



取組 22

歩いて10分森林浴ができる杉並区を実現する



取組 23

一人で始められるみどりを増やすためのサポートを充実させる



取組 24

「わたしが緑を増やさなきゃ」と思える新たなグリーン指標をつくる



取組 25

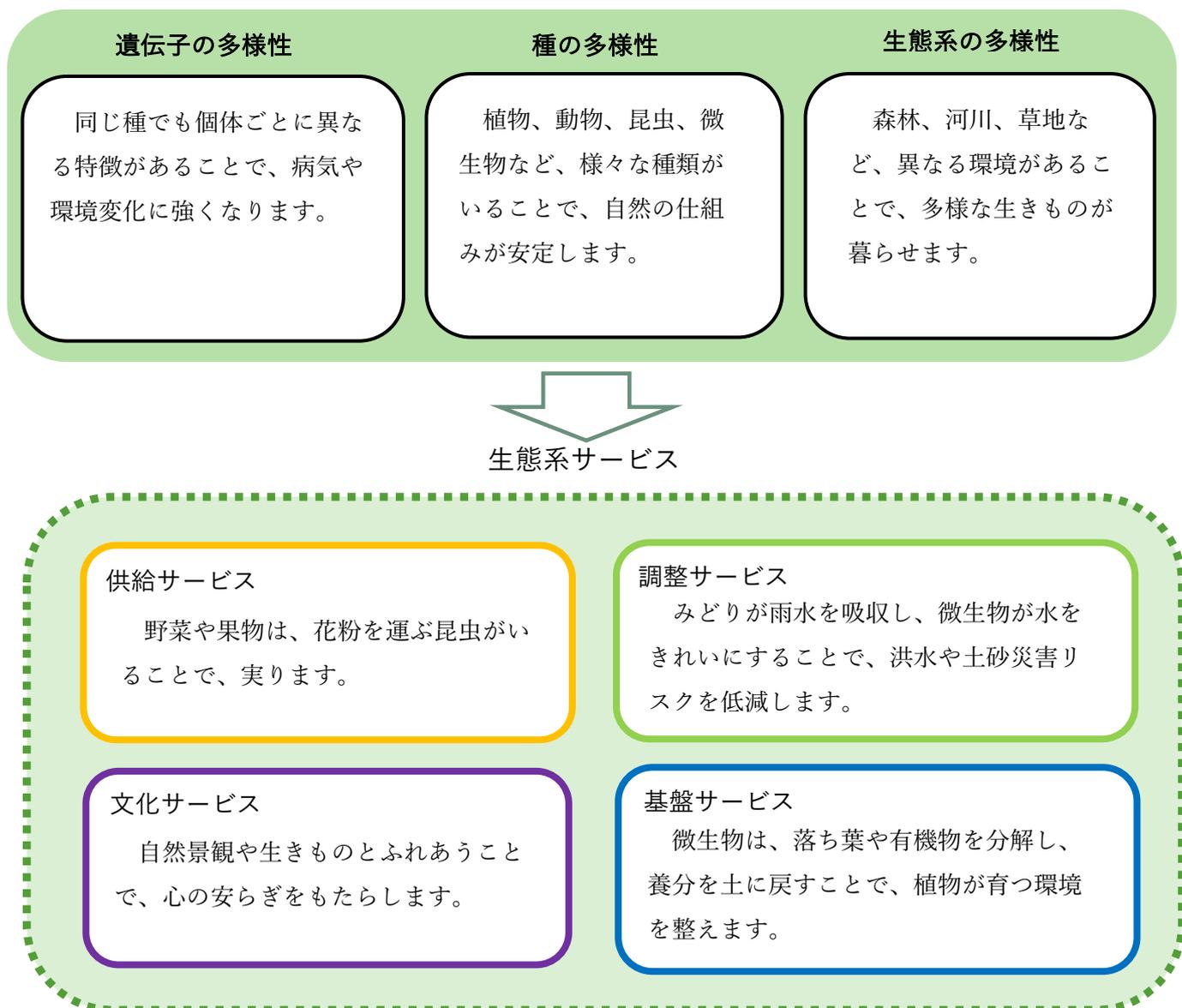
緑視率30%の小さなモデルエリアをつくる



コラム 私たちの暮らしを守る生物多様性

私たちの暮らしは、自然の仕組みに支えられ、その仕組みを生み出しているのが「生物多様性」です。

生物多様性は、様々な生きものがつながり合うことで、成り立っています。そして、この多様性には、遺伝子・種・生態系の3つがあり、これらが揃うことにより、自然はバランスを保ち、私たちに「生態系サービス」という恩恵を与えています。



生物多様性の保全は、決して特別な場所の話ではなく、都市に暮らす私たちも身近な自然を守ることが、私たち自身の安全と豊かな暮らしを守ることにつながります。

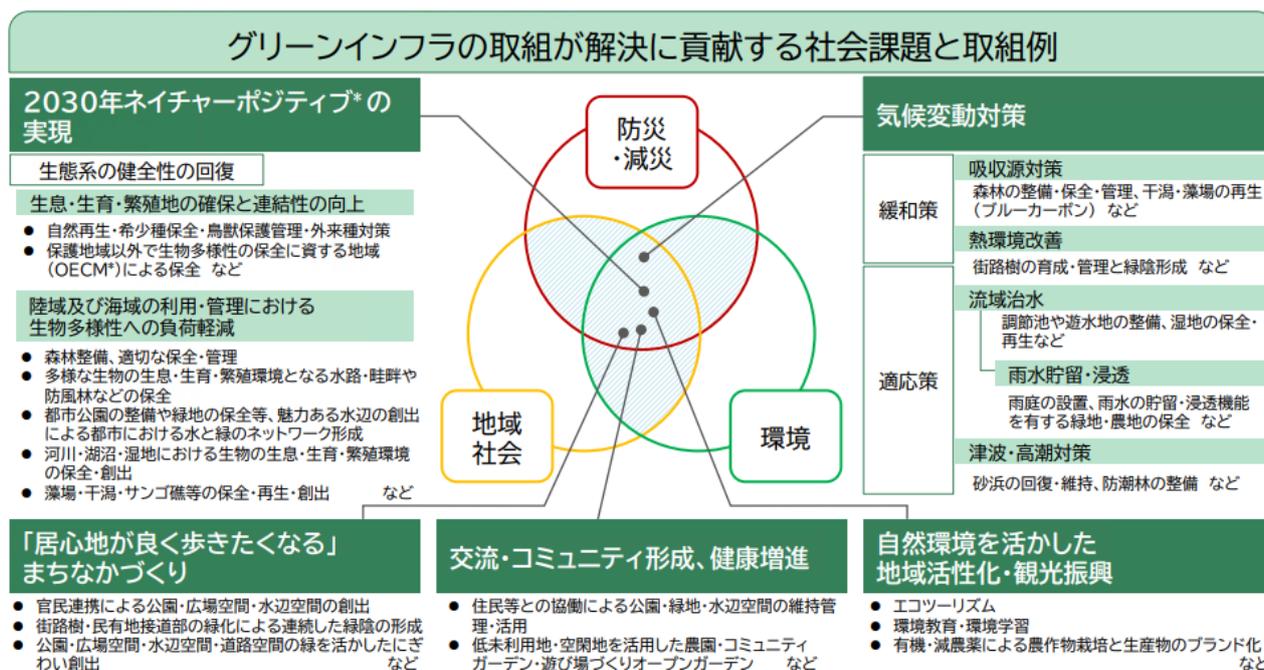
コラム グリーンインフラの活用

グリーンインフラとは、社会の様々な課題を解決するため、自然が持つ機能を活用する考え方です。都市づくりや社会資本の整備において、自然環境を「資本」として取り入れ、持続的に活用することで、より質の高いまちづくりを目指します。

従来は、人工的な施設（グレーインフラ*）と自然環境（グリーンインフラ）は別々に考えられてきましたが、近年では、双方の特性を踏まえて適切に組み合わせることで、新たな価値が創出され、安全・安心で持続可能な国土形成に役立つものとされています。

グリーンインフラには、以下の5つの効果が期待されます。

- [都市環境の改善] ヒートアイランド現象の緩和や雨水の浸透による浸水対策など、防災・減災に貢献します。
- [生物多様性の保全] 土壌や水などの自然資源を守り、回復させることで、自然と共生する社会を実現します。
- [持続可能な管理体制] 地域住民や企業など、様々な主体が参加しやすく、官民連携による維持管理が可能になります。
- [地域の活性化] 自然を活かした空間は、きれいな景色をつくるだけでなく、地域の文化や教育、健康にも良い影響を与え、地域の魅力が高まり、人が集まりやすくなります。
- [Well-being*の向上] 心身の健康や人と人とのつながりを育み、快適で安心できる暮らしを支えます。



▲グリーンインフラ実践ガイド【出典】国土交通省（実践編）グリーンインフラを進めよう

コラム みどりとSDGs

SDGsとは？

SDGs*（持続可能な開発目標）は、令和12年（2030年）までに「誰一人取り残さない」持続可能な社会を実現するための国際目標です。

17のゴールと169のターゲットで構成され、自然環境・社会・経済の課題を包括的に解決することを目指しています。



▲SDGsの17のゴール

【出典】国際連合広報センター、ストックホルム・レジリエンス・センター

みどりの役割とSDGs

特に、みどりと関係するSDGsの目標は、次のとおりです。

- ・目標11：住み続けられるまちづくりを（社会層）
- ・目標13：気候変動に具体的な対策を（環境層）
- ・目標15：陸の豊かさも守ろう（環境層）

自治体・企業・個人がそれぞれの立場で「みどりの保全や活用」に取り組むことで、複数の目標達成に貢献し、持続可能な社会の実現を目指すことが重要です。

区の取組（ウェディングケーキ構造に沿って）

・環境（基盤）

公園・緑地の保全や創出、生物多様性に配慮した緑化、太陽光発電の導入や省エネ改修支援などを推進（目標13、15）。

・社会（中層）

多世代が交流できる公園づくり、防災・減災機能を備えたみどりの空間整備などによる誰もが安心して暮らせる地域づくりを推進（目標11）。

・経済（頂点）

区民・事業者・地域団体・学校・家庭など、一人ひとりが担い手となり行動し、パートナーシップで持続可能な取組を実現（目標17）。



▲SDGsの17のゴールと概念図

【出典】国際連合広報センター、ストックホルム・レジリエンス・センター

区は、こうした取組を通じて、持続可能なまちづくりを目指しています。

2-2 杉並区のみどりに関する状況

緑被率 21.99%

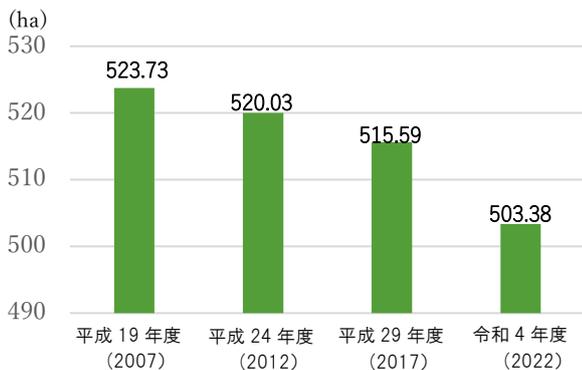
緑被率（みどりに覆われた土地（樹木被覆地*、草地、農地、屋上緑化）の面積比率）は21.99%です。

緑被地面積は、区内で749haあり、公有地・民有地別にみると、公有地が約3割、民有地が約7割となっています。また、民有のみどりは減少傾向にあります。

緑被率の推移



民有の緑被地面積の推移

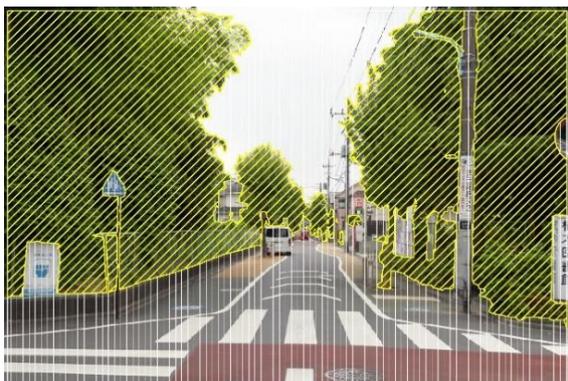


[令和4年度(2022年度)杉並区みどりの実態調査* (以下「みどりの実態調査」という。)及び各調査年から引用]

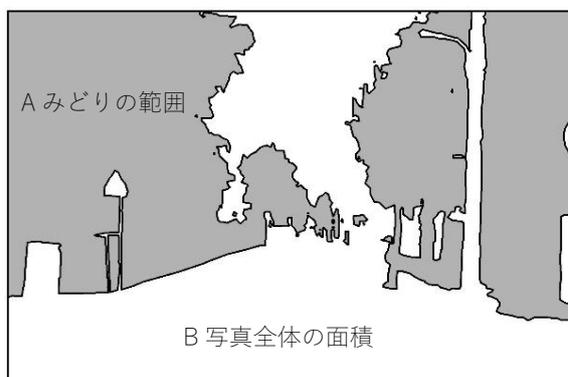
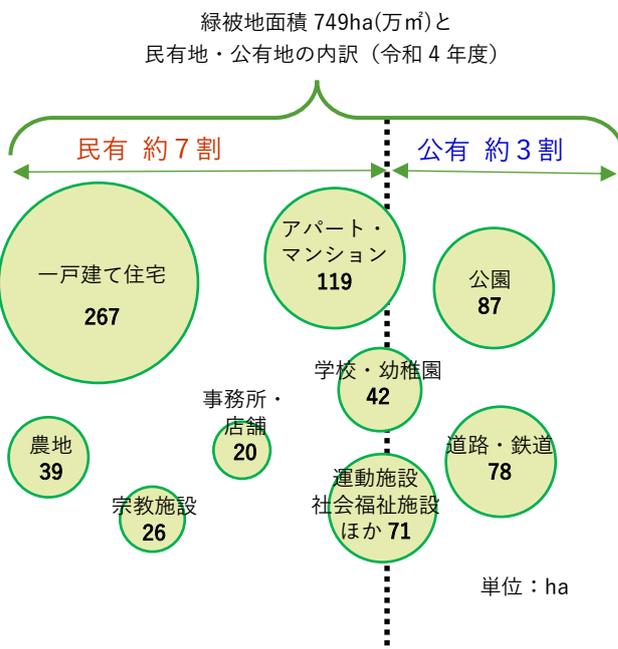
平均緑視率 20.09%

区内71地点で、歩行者視点(高さ1.5m)から撮影した画像を用いて算出する緑視率(人の視界に占める緑の割合)の平均は、20.09%です。

[令和4年度(2022年度)みどりの実態調査]



▲写真から緑視率を計測



$$\text{緑視率} = \text{A (みどりの範囲)} \div \text{B (写真全体の面積)} \times 100$$

樹林面積 128.34 ha

面積 300 m²以上かつ高木 30 本以上で構成された樹林（公園林、社寺林、屋敷林などを含む。）の面積は、128.34ha です。

[令和 4 年度（2022 年度）みどりの実態調査]

樹林面積の推移



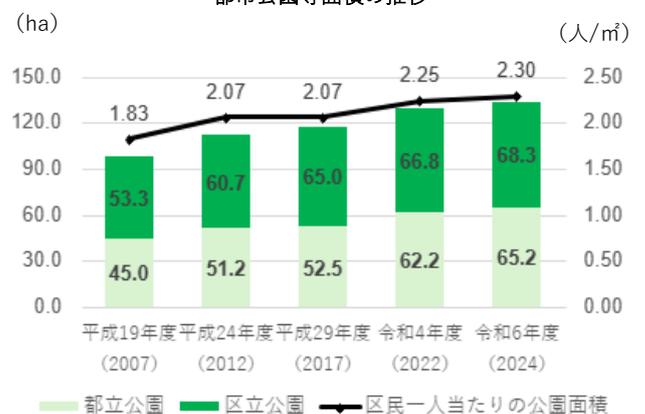
都市公園等面積 133.5 ha

区内では、都立公園も含め計画的に公園整備を進めており、平成 19 年度（2007 年度）から令和 6 年度（2024 年度）までの間に、都市公園等面積は約 35.2ha 増加し、133.5ha となりました。

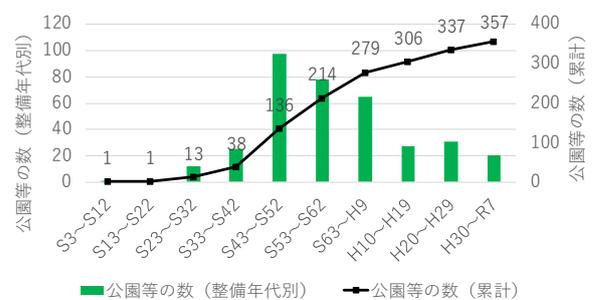
一方、区立公園の多くは昭和 40～50 年代（1965～1984 年）に整備され、開園から 30 年以上経過した公園が、約 8 割になっています。

[令和 7 年（2025 年）4 月 1 日現在]

都市公園等面積の推移



公園等の数（整備年代別及び累計）の推移



農地面積 37.4 ha

区内の農地面積は、令和 5 年度（2023 年度）は 37.4ha となっており、平成 5 年度（1993 年度）の面積 77.3ha と比べて約 1/2 の面積に減少しています。

[令和 6 年（2024 年）4 月 1 日現在]

農地面積及び農家戸数の推移



安定した緑地の割合 54.6%(311.35ha)

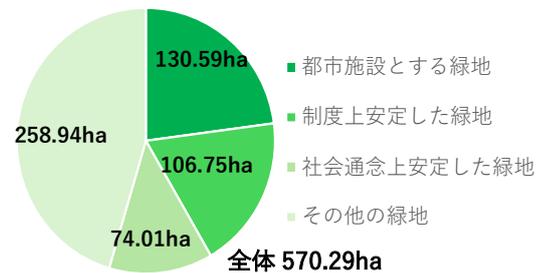
区内の緑地は、4つに分類することができ、さらにその安定性や保全の仕組みに応じて、次の3つの分類が安定した緑地とされます。

- ① 都市施設とする緑地（公園、緑地など）
- ② 法律や条例等に基づいて保全が図られている制度上安定した緑地（特別緑地保全地区*、市民緑地*、生産緑地地区*など）
- ③ 法律や条例等による指定はないが、永続性が高い社会通念上安定した緑地（社寺境内地、大学など）

区内緑地面積（合計 570.29ha）に対して、これらの緑地面積（311.35ha）が占める割合は 54.6%です。

[令和 4 年度（2022 年度）みどりの実態調査]

緑地面積及び分類



① 都市施設とする緑地	都市計画公園・緑地
	都市公園
	児童遊園・遊び場
② 制度上安定した緑地	特別緑地保全地区
	市民緑地（いこいの森）
	生産緑地地区
	第一種風致地区
	河川区域
	区民農園
	区営苗圃
	天然記念物の樹林、保護樹林
	公共空地（自転車歩行者専用道路、公共のグラウンド）
③ 社会通念上安定した緑地	社寺境内地
	大学
	病院
	民間グラウンド
④ その他の緑地	500㎡以上の樹林地
	生産緑地、区民農園以外の農地
	公共公益施設の緑化面積
	500㎡以上の独立した駐車場

みどりに関するボランティアの状況

区の緑化に取り組むボランティア団体には、花咲かせ隊*、すぎなみみどり育て組*、みどりのボランティア杉並*、杉並区認定みどりのボランティア団体*があり、合計で 192 団体、2,092 人が活動しています。

団体数、人数、活動内容は、右表のとおりです。

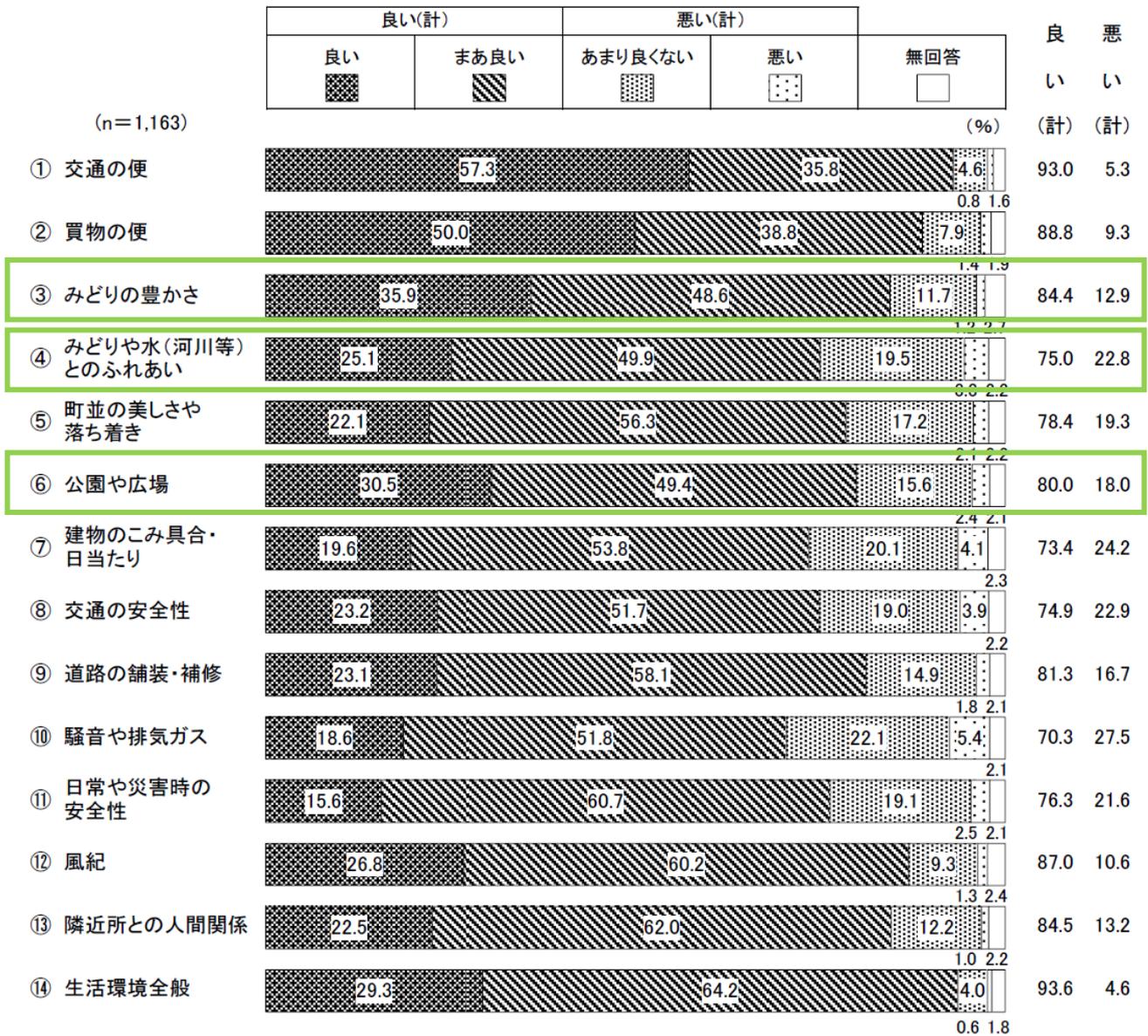
[令和 7 年（2025 年）4 月 1 日現在]

花咲かせ隊	136 団体
・花壇づくり等の緑化活動	1,099 人
・環境意識の醸成 など	
すぎなみみどり育て組	43 団体
・公園の清掃	648 人
・利用モラルの向上 など	
みどりのボランティア杉並	1 団体
・ボランティアの入門編	56 人
杉並区認定みどりのボランティア団体	12 団体
・みどりの保全及び育成	289 人
・自発的、継続的な活動団体	

区民のみどりに関する意識

生活環境における「みどりの豊かさ」「みどりや水（河川等）とのふれあい」「公園や広場」について、「良い」と評価している区民の割合は、順に84.4%、75.0%、80.0%です。

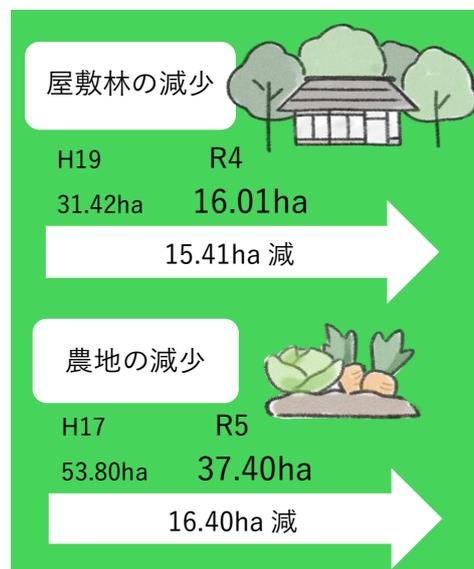
[令和6年度（2024年度）区民意向調査]



2-3 課題の整理と改定の視点（方向性）

課題1 失われ続ける民有のみどりを守り、創る仕組みが必要である

- 区のみどりの約7割は、屋敷林や農地などの民有地にあります。しかし、宅地化に伴い、年間約1haずつ減少し、貴重なみどりの喪失が続いています。
- 防災・減災、生物多様性、景観、地域コミュニティなど、グリーンインフラとして多面的な価値を持つみどりを守り、将来世代に引き継ぐためには、民有のみどりの保全と創出を強化することが不可欠です。
- 民有のみどりは、剪定や落ち葉掃きなどの所有者による管理負担も大きく、維持が困難な状況です。また、大木の健全管理や更新は、安全面でも重要であり、十分な対応が必要です。



視点 受け継がれたみどりを守り、新たなみどりを創出し、地域とともに住みよい環境を築く

- 継承されたみどりの保全：屋敷林や農地など、受け継がれたみどりを守り、維持する取組を進めます。
- 新たなみどりの創出：屋上・壁面緑化、接道部緑化など、多様な緑化手法を活用し、みどりの総量を増やすことで、都市環境の質を高めます。
- グリーンインフラの活用：みどりが持つ多面的な機能を活用し、誰もがみどりの豊かさを実感できるまちづくりの取組を推進します。
- 地域で支える仕組みの構築：所有者の管理負担を軽減するため、地域やボランティアと連携した維持管理の支援体制を整え、みどりを共有資産として守る仕組みをつくりま

課題2 公共のみどりの量を増やし、質の向上を図る必要がある

- 「みどり豊かな住まいのみやこ」を実現するためには、その先導的役割を担う公共施設や公園などの公有地におけるみどりづくりが重要です。
- 相続に伴う土地売却時等に公有地として取得することができれば、公園や公共施設として活用できます。しかし、土地価格面から取得できない場合もあります。
- 杉並区みどりの条例に定めている区民一人当たり公園面積 5 m²の目標は、未達成であり、用地取得に向けた取組の強化が必要です。
- 公園や公共施設では、開設から長期間が経過し、老朽化した施設及び老木化した樹木が増加しています。みどりの保全と利用者の安全確保を両立しながら、計画的に施設の改修と樹木の更新を進める必要があります。
- みどりが持つ多面的な価値を十分に発揮できるよう、副次的な効果も考慮した価値を高める取組が必要です。



▲企業グラウンドを公園として整備した下高井戸おおぞら公園



▲樹木診断・樹勢回復に努めている公園のケヤキ

視点 公共のみどりを量・質ともに充実させ、民有のみどりに広げる

- 公共施設の緑化推進：公園や公共施設の改修時には、防災・減災、生態系、景観に配慮した緑化を行います。また、公共施設用地を積極的に確保し、公共のみどりの量を増やします。
- 区民・事業者との連携強化：公共施設の緑化を契機として、地域住民等と協働した緑化活動、維持管理を推進します。
- 維持管理における安全性の向上：目視や巡回に加え、定期的な樹木診断を実施するとともに、地域住民等が維持管理に関わることで、樹木等の安全性を確保します。
- みどりの価値の最大化：安らぎや景観などの「存在価値」と、防災・減災、レクリエーションなどの「利用価値」を両立し、グリーンインフラの活用を推進します。

課題3 みどりが持つ多面的な機能を地域課題の解決のために活用する必要がある

- みどりは、憩いの場や景観向上などに活用されていますが、みどりが持つ多面的な機能や価値を、地域課題の解決に向けて、更に活用する必要があります。
- みどりの持つ機能を「目的」ではなく「手段」として位置付け、暮らしの質を総合的に向上させていくため、都市インフラに多機能性を付加することが必要です。

視点 グリーンインフラの活用で、自然の力を暮らしに活かす

- グリーンインフラの戦略的活用：グリーンインフラを防災・減災、環境保全、景観向上、地域振興など複数の都市課題に対応する仕組みとして活用します。
- 多機能性と副次効果の最大化：みどりの多機能性を活かし、複数の効果を発揮できるように活用します。
- 地域特性とコミュニティの視点：地域文化や住民ニーズなどを踏まえた緑地整備を行い、コミュニティ形成の拠点とします。
- 実現性・持続可能性の確保：官民連携や区民参加による維持管理体制を構築します。

02

これからのグリーンインフラ

グリーンインフラで目指す社会

人々がグリーンインフラの視点を持って生活してゆくまち



・にぎわいの創出
公園・まちづくり



Well-being, Health, Safety, Education, Risk Reduction, Biodiversity, Community



・ヒートアイランド対策
・水害対策



・世代間交流
・WELL-BEING



・環境教育
・商店街活性化

▲【出典】 杉並区（グリーンインフラ全庁研修資料）

課題4 みどりを維持するための負担を軽減し、緑地保全対策を講じる必要がある

- みどりは、所有者や管理者の努力により維持されていますが、維持には人手不足や費用負担などの課題があり、このような負担を軽減するための支援が必要です。
- みどりを未来に残すためには、所有者や管理者だけではなく、区民一人ひとりの関心と行動が不可欠であり、民有地のみどりを支えるボランティア活動等の仕組みづくりが必要です。

視点 みどりとの関わりをじぶんごとにし、協働で守り、みどりの未来をつくる

- 屋敷林や農地等のみどりの価値の共有：区民等が屋敷林や農地等の持つ景観や生態系、防災・減災機能などの役割について、みどりに関する情報紙や環境学習等を通じて学び、関心を高め、みどりの保全活動につなげます。
- 参加しやすい仕組みづくり：地域清掃や緑化活動、保全活動に誰でも参加できる環境を整えることで、みどりとの関わりを身近なものにします。
- 今日からできる行動：草花を育てる、樹木の特性を学ぶ、雨水を活用するなど、みどりとの関わりを意識して行動することで、未来のみどりを守り育てる行動につなげます。



▲屋敷林・農地の保全を支えるすぎなみみどり育て組の活動

コラム 区民参加型の雨庭づくり

区立桃井原っぱ公園では、区民とともに雨庭をつくるワークショップ*を開催しました。

これは、区民からの提案による事業で行われたものです。小学生から大人まで幅広い年代の参加者が集まり、どのような雨庭をつくるか話し合いました。

特徴として、生きもの（昆虫）が集まる雨庭にしたいとの声があり、雨庭の周囲に多くのみどりを配置して、昆虫を呼び込む工夫をしました。

生きものを呼ぶ雨庭は、生物多様性の保全に寄与し、世代を超えた区民と一緒に作業することで、自然に会話が生まれ新たなコミュニティ形成の可能性もあります。

また、小学生など次世代を担う子どもたちの参加は、自然環境の仕組みを肌で感じ、大人と一緒に学ぶ機会をつくれます。

このように雨庭は、様々な副次的な効果をもたらすグリーンインフラの代表的な取組です。



▲ワークショップの様子



▲雨庭づくりの風景



▲雨庭完成



▲阿佐谷けやき公園（屋上緑化）

第3章 将来像と基本方針

3-1 将来像

3-2 基本方針

3-3 指標

3-4 みどりに関する各制度の保全・指定方針

生産緑地地区の保全・指定方針

風致地区の保全方針

特別緑地保全地区の保全・指定方針

3-1 将来像

みどりの将来像は、前計画を引き継ぎ「みどりが暮らしの中に息づくまち 杉並」とし、副題は、みどりの効果を区民・事業者・行政との協働で育み発揮させ、未来へ継承するため、「みどりの力をみんなで育み未来へつなげよう」としました。

住宅都市杉並において、みどりは暮らしを支える力です。みどりの力を防災・減災に役立て、生態系や景観を守り、人と自然が響き合うまちをつくるため、みどりを未来へ継承していきます。

みどりが暮らしの中に息づくまち 杉並

みどりの力をみんなで育み未来へつなげよう

「みどりが暮らしの中に息づくまち 杉並」とは・・・

日々の生活の中で、まちに出るとすぐに視界いっぱいに四季を感じられるみどりがある。

身近に立ち寄れる公園があり、子どもたちが安全に遊び、人々の笑顔があふれている。

通学・通勤や散歩では、上を見上げると青々とした空と、大きな樹木からの木漏れ日や、吹く風が気持ち良く、まち全体にみどりが広がっている。

花やみどりで彩られ、多くの生きものが棲み、みんながみどりについて知り、感謝して、みどりを守り、創り、育てる取組を行っている。

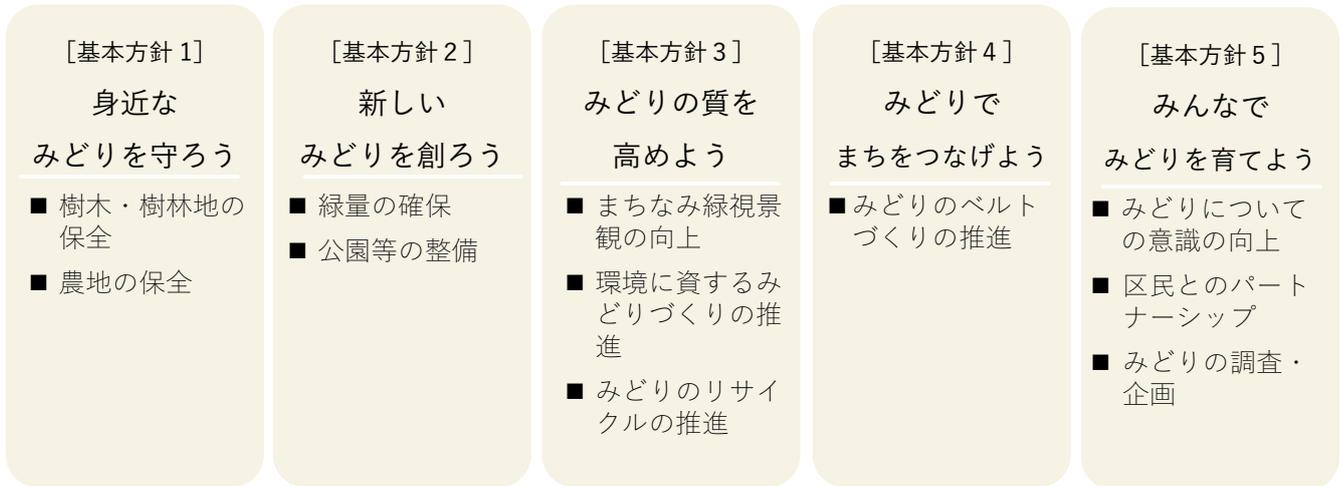
将来像のイメージ



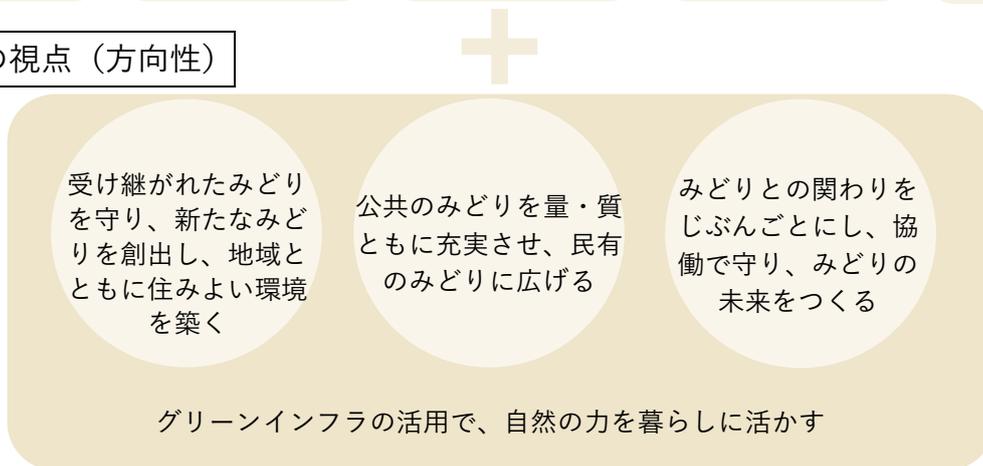
※図中の「〇-〇-〇～」は、P39以降の「取組の内容」を示しています。

3-2 基本方針

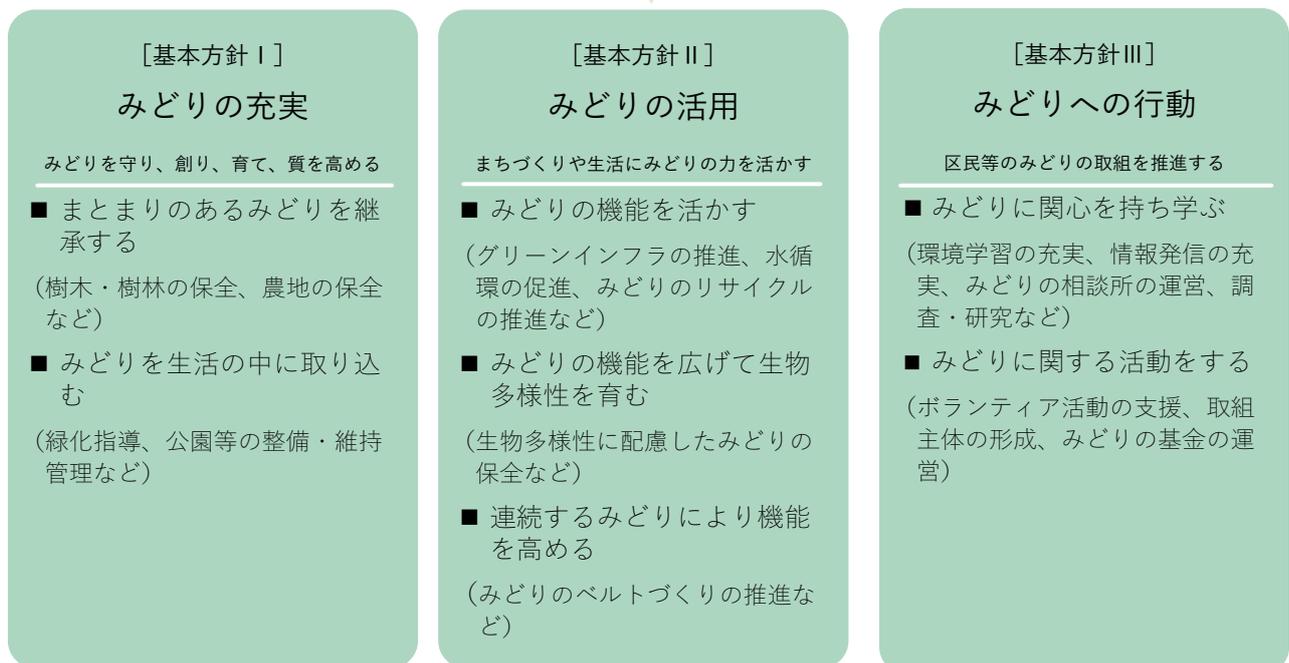
前計画



改定の視点（方向性）



本計画



本計画では、将来像「みどりが暮らしの中に息づくまち 杉並～みどりの力をみんなで育み未来へつなげよう～」の実現に向け、次の3つの基本方針を定めます。

基本方針Ⅰ みどりの充実 みどりを守り、創り、育て、質を高める

屋敷林や農地など杉並らしい原風景を守り、公園や公共空間、民有地を含めたみどりを創出・育成し、適切に管理することで、四季が感じられる快適な環境と美しい景観を形成します。

基本方針Ⅱ みどりの活用 まちづくりや生活にみどりの力を活かす

防災・減災、環境保全、景観向上、コミュニティなどの地域課題の解決のために、公園整備をはじめとした公共施設の緑化において、みどりの持つ多面的な機能を最大限に活用し、民有のみどりにも広がります。

基本方針Ⅲ みどりへの行動 区民等のみどりの取組を推進する

豊かなみどりを支えてきたのは、区民や事業者など多様な主体です。個々の自主的な行動やあらゆる関係者との協働により、みどりを次世代へ継承し、持続可能なまちづくりを進めます。

3-3 指標

基本方針を踏まえ、区の目指すべきみどりの将来像の実現を図るため、指標として「緑被率」「平均緑視率」「公園や広場に満足している区民の割合」「グリーンインフラを知っている区民の割合」「みどりに関する登録団体に属している人数」の5つを設定します。

指標 1 緑被率

緑被率*は、みどりの量を把握するために有効であることから、前計画から引き続き指標とします。

計画期間内において目指す緑被率は、「杉並区総合計画」*において定めた施策指標（令和12年度目標値）と同様に24.7%とし、将来的には緑被率25%を目指します。あわせて、みどりの量に関わる区民一人当たり公園面積5㎡を見据え、公園整備を推進します。

[計画期間内において目指す指標の数値と実現に向けた主な取組]

緑被率 21.99%→24.7%（+約2.71%、+約92.3ha）

- I-1-1 地域で支える屋敷林等の保全（P44）
- I-1-4 都市農地の保全強化（P47）
- I-2-1 緑化指導の充実（P49）
- I-2-3 地域に親しまれる公園づくり（P50）
- II-1-1 公共施設でのグリーンインフラの推進（P54）

緑被率1%（約34.06ha）を増やす目安 ※面積の目安：区立小学校1校の面積＝約1ha

土地利用でみた場合（例）

土地利用	緑被面積	取組内容
公園	+15.63 ha	・公園用地としての取得 ・適切な維持管理による樹木の育成 ・木陰の創出
道路	+ 0.67 ha	・適切な維持管理による樹木の育成 ・可能な範囲での植樹（木陰創出） ・施設の新設、改修時におけるみどりの保全、創出
学校	+ 1.81 ha	
公共公益施設	+ 0.79 ha	
民有地	+17.79 ha	・緑化指導
農地	- 3.13 ha	・減少抑制 ・公有地化
河川・水路	+0.5 ha	・適切な維持管理による樹木の育成
合計	34.06 ha	

世帯数でみた場合（例）



指標 2 平均緑視率

緑視率*は、国土交通省の社会実験において、25%以上で「緑が多い」「安らぐ」「歩きたくなる」と感じる人が増える傾向があるとされ、みどりを実感できる指標として有効であることから、指標とします。ただし、緑視率は調査箇所によって異なるため、平均緑視率を指標とします。

前計画では、接道部緑化率（道路に接する敷地部分(接道部)に占める生け垣、植込み等緑化の割合）を指標としていましたが、緑視率は「人の視点に立って、日常的にどれだけみどりを感じられるか」を直接的に捉えることができ、体感的なみどりの豊かさを的確に反映することができます。

令和4年度（2022年度）の区内調査地点（71地点）の平均緑視率は20.09%であり、計画期間内に25%を目指します。

[計画期間内において目指す指標の数値と実現に向けた主な取組]

平均緑視率 20.09%→25.0%

- I-2-1 緑化指導の充実（P49）
- II-3-1 みどりのベルトづくりの推進（P61）
- II-3-2 良好な景観づくりの推進（P63）



▲下井草二丁目 緑視率 25.34%（令和4年度みどりの実態調査）

指標3 公園や広場に満足している区民の割合

身近に感じられる公園や広場は、憩いや交流、安全な遊び場、防災・減災など日常生活の多様な場面で活用されます。緑地としての量や質を把握するために有効であることから、前計画から引き続き、公園や広場に満足している区民の割合を指標とします。

杉並区区民意向調査（令和6年度（2024年度））では80.0%でした。計画期間内に更なる満足度の向上を目指します。

[計画期間内において目指す指標の数値と実現に向けた主な取組]

公園や広場に満足している区民の割合 80.0%→85.0%以上

- I-2-3 地域に親しまれる公園づくり（P50）
- I-2-4 区民ニーズに応える公園のリニューアル（P52）
- I-2-5 安心・安全な公園の維持管理（P53）
- II-1-1 公共施設でのグリーンインフラの推進（P54）



▲桃井原っぱ公園

指標4 グリーンインフラを知っている区民の割合

みどりの機能を活かすためには、区民や事業者がその価値や仕組みを理解し、行動することが必要です。グリーンインフラの認知度の向上は、その活用や整備を促進する上でも重要となるため、グリーンインフラを知っている区民の割合を指標とします。

グリーンインフラの認知を広げ、行動につなげていくことによって、雨庭やビオトープ*などのみどりの取組への展開、拡大を図ります。

[計画期間内において目指す指標の数値と実現に向けた主な取組]

グリーンインフラを知っている区民の割合 上昇

「杉並区区民意向調査」により新たに認知度の調査を行い、把握していきます。

- I-2-4 区民ニーズに応える公園のリニューアル (P52)
- II-1-1 公共施設でのグリーンインフラの推進 (P54)
- II-1-2 健全な水循環の促進 (P55)
- II-1-3 みどりの機能を活用した施設に対する支援制度 (P56)
- II-2-1 生物多様性に配慮したみどりの保全 (P58)
- II-2-2 みどりを活用した生きものの生息場所の創出 (P59)



▲グリーンインフラ推進会議の様子（左：話し合い、右：屋外での浸透実験）

指標5 みどりに関する登録団体に属している人数

みどりとの関わりをじぶんごととして考え行動する協働の取組を促進するため、みどりに関する取組を行っている団体に属している人数を指標とします。

なお、令和7年（2025年）4月1日現在において、区が把握している区内の団体に属している人数は、花咲かせ隊 1,099人（136団体）、すぎなみみどり育て組 648人（43団体）、みどりのボランティア杉並 56人（1団体）、杉並区認定ボランティア団体 289人（12団体）の合計 2,092人（192団体）です。

[計画期間内において目指す指標の数値と実現に向けた主な取組]

みどりに関する登録団体に属している人数 2,092人→2,300人

- Ⅲ-1-1 環境学習の充実（P64）
- Ⅲ-1-2 みどりの情報発信の充実、イベントの開催（P65）
- Ⅲ-1-3 みどりの相談所の運営（P66）
- Ⅲ-2-1 みどりのボランティア活動への支援（P68）
- Ⅲ-2-2 みどりに関する取組主体の形成の促進（P68）



▲ボランティアによる屋敷林の落ち葉掃き（落ち葉感謝祭）

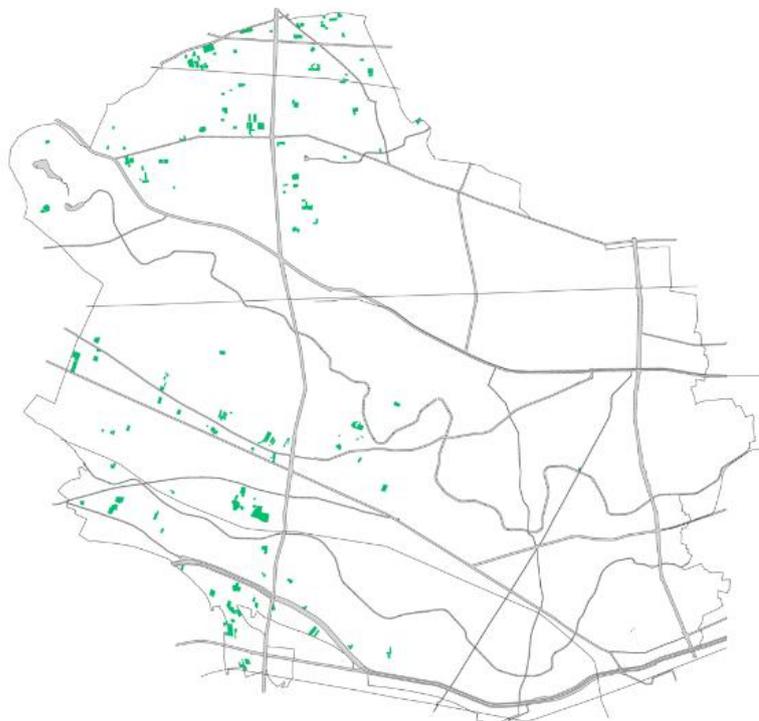
3-4 みどりに関する各制度の保全・指定方針

みどりの保全や創出に関する制度は、都市計画法や都市緑地法、区の条例に基づき、定められています。都市計画で建築行為や樹木の伐採など、土地利用における一定の制限によりみどりを保全する地区について、以下のとおり制度ごとの方針を示します。

生産緑地地区の保全・指定方針

生産緑地地区は、市街化区域内の農地を計画的に保全し、良好な都市環境の形成を図るため、生産緑地法に基づき都市計画に定める地域地区です。区内では、南西部や北西部に多く指定されています。

当該地区は、食育*や環境教育、雨水浸透、多様な生きものの生息場所、良好な景観の形成、防災・減災等の多面的な機能があります。そのため、援農ボランティア等による農業従事者への支援等により農地の保全に努めるとともに、未指定である農地について、生産緑地地区の新規指定を促進します。また、区への買い取り申し出に対しては、国や東京都の支援制度を活用して対応し、農地の保全を図ります。



凡例

■ 生産緑地地区の位置図



▲生産緑地地区

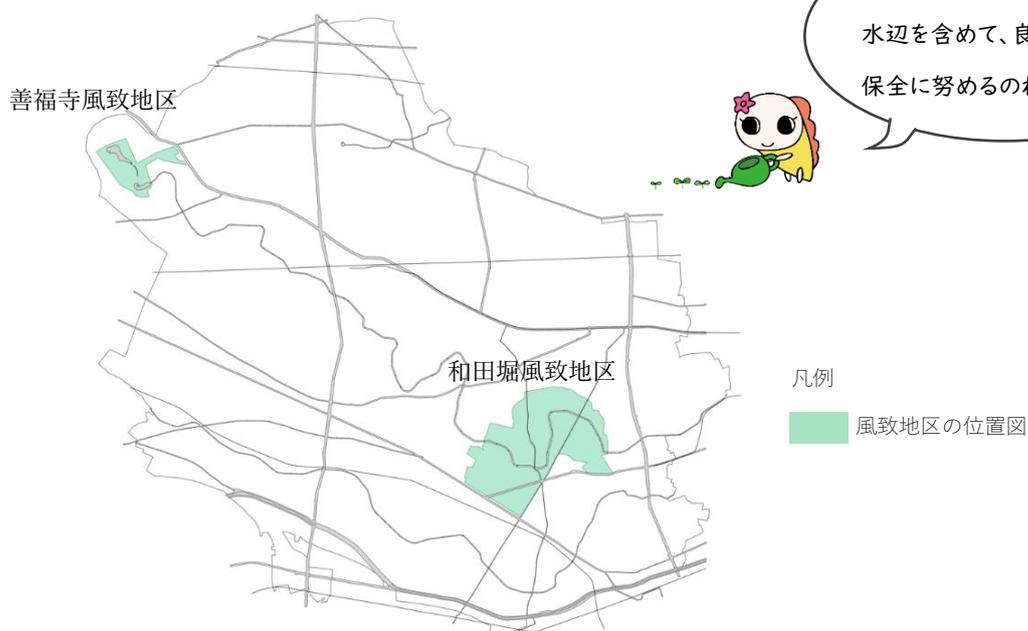
生産緑地地区は、農地を保全していくために必要な制度なんだね!



風致地区の保全方針

風致地区*は、都市の風致（丘陵、樹木、水辺等の豊かな土地、郷土的意義のある土地、みどり豊かな住宅地等を含む良好な自然環境のこと。）を維持するため、都市計画法に基づき指定する地域地区です。区内では善福寺風致地区（29.2ha）、和田堀風致地区（151.3ha）が指定されています。

杉並区風致地区条例による木竹の伐採規制や、杉並区みどりの条例による緑化指導等により、風致地区内の住宅敷地、樹林地等のみどりを可能な限り保全し、面的に広がりのあるみどり豊かな住宅地の形成を図ります。



▲上空から見た各風致地区及びその周辺

特別緑地保全地区の保全・指定方針

特別緑地保全地区は、樹林地、草地、水辺地等の緑地で、良好な環境の形成を図るため、都市緑地法及び都市計画法に基づき、10ha以上は都道府県知事が、それ未満は区市町村長が都市計画に定める地域地区です。指定された地区内では、建築物の建築、木竹の伐採等の行為制限があります。

区内では、大宮八幡社叢*を中心とした和田堀特別緑地保全地区（2.9ha）が、指定されています。

当該社叢は東京都指定の天然記念物で、高木から林床*植物を含めて多様な生きものが生息しており、社叢北側の斜面林は、生きものの生息場所となるだけでなく、風致や都市景観の面からも重要なみどりです。また、温室効果ガスの吸収促進の観点からも緑地の効果が十分に発揮され、その機能が維持増進できるよう保全を図ります。

区内には屋敷林や寺社林等が点在しており、都市景観としての効果、みどりのネットワークの形成や歴史的文化的意義を踏まえ、貴重なみどりを将来に継承するため、新たな特別緑地保全地区の指定を進めていきます。

指定に当たっては、特別緑地保全地区内の温室効果ガスの吸収促進や生物生息域の確保等の機能維持増進が図られるよう、保全における管理面等も含めて検討します。

区への土地の買い取り申し出に対しては、国や東京都の支援制度を活用して対応し、保全に努めます。



▲和田堀特別緑地保全地区



凡例

■ 特別緑地保全地区の位置図

第4章 取組の内容

4-1 取組体系

4-2 取組内容

基本方針Ⅰ みどりの充実

Ⅰ-1 まとまりのあるみどりを継承する

Ⅰ-2 みどりを生活の中に取り込む

基本方針Ⅱ みどりの活用

Ⅱ-1 みどりの機能を活かす

Ⅱ-2 みどりの機能を広げて生物多様性を育む

Ⅱ-3 連続するみどりにより機能を高める

基本方針Ⅲ みどりへの行動

Ⅲ-1 みどりに関心を持ち学ぶ

Ⅲ-2 みどりに関する活動をする



▲井草森公園

4-1 取組体系

将 来 像

みどりが
暮らしの中に
息づくまち
杉並

～みどりの力を
みんなで育み
未来へつなげよう～

指 標	1 緑被率	2 平均緑視率	3 公園や広場に満足して いる区民の割合	4 グリーンインフラを 知っている区民の割合	5 みどりに関する登録団体に 属している人数
下段：計画期間内において 目指す指標の数値	24.7%	25.0%	85.0%以上	上昇	2,300人

基本方針	取組体系・取組内容	★内容の拡充等を図っていく取組	
I みどりの充実 みどりを守り、創り、育て、質を高める	I-1 まとまりのあるみどりを継承する	I-1-1	地域で支える屋敷林等の保全★
		I-1-2	樹木等の保護指定制度の充実★
		I-1-3	樹木を健全に保つための管理
		I-1-4	都市農地の保全強化★
		I-1-5	法制度を活用したみどりの保全★
	I-2 みどりを生活の中に取り込む	I-2-1	緑化指導の充実
		I-2-2	助成制度等を活用した緑化の推進
		I-2-3	地域に親しまれる公園づくり★
		I-2-4	区民ニーズに応える公園のリニューアル★
		I-2-5	安心・安全な公園の維持管理
II みどりの活用 まちづくりや生活にみどりの力を活かす	II-1 みどりの機能を活かす	II-1-1	公共施設でのグリーンインフラの推進★
		II-1-2	健全な水循環の促進★
		II-1-3	みどりの機能を活用した施設に対する支援制度★
		II-1-4	みどりのリサイクルの推進★
	II-2 みどりの機能を広げて生物多様性を育む	II-2-1	生物多様性に配慮したみどりの保全
		II-2-2	みどりを活用した生きものの生息場所の創出
		II-2-3	在来種の保全と外来種対策
	II-3 連続するみどりにより機能を高める	II-3-1	みどりのベルトづくりの推進★
		II-3-2	良好な景観づくりの推進
III みどりへの行動 区民等のみどりの取組を推進する	III-1 みどりに関心を持ち学ぶ	III-1-1	環境学習の充実★
		III-1-2	みどりの情報発信の充実、イベントの開催★
		III-1-3	みどりの相談所の運営★
		III-1-4	みどりの顕彰の実施
		III-1-5	みどりに関する調査・研究★
	III-2 みどりに関する活動をする	III-2-1	みどりのボランティア活動への支援
		III-2-2	みどりに関する取組主体の形成の促進★
		III-2-3	みどりの基金の運用

4-2 取組内容

<取組内容の凡例>

①タイトル

取組のタイトルを記載しています。

②取組の前計画との関係

- ・「新規」
新たな取組
- ・「拡充」
前計画から内容をより充実させる取組
- ・「継続」
前計画から継続する取組

③リード文

取組の概要を説明しています。

④取組内容

- ・「区取組」
区が実施する取組や今後取り組む内容を記載しています。
- ・「区民等の関わり方(例)」
区取組や制度を活用して、区民等の皆さんに関わっていただきたい内容を記載しています。

★できることから始めてみましょう。

⑤「なみすけ」たちのコメント

取組に関連する補足等を「なみすけ」たちがコメントしています。

⑥写真

取組に関連する写真を掲載しています。写真の説明は、下に記載しています。

⑦コラム

取組に関連するコラムを掲載しています。

基本方針 | 1-1 まとまりのあるみどりを継承する

■具体的な取組

1-1-1 地域で①ある屋敷林等の保全(②)

③ 長い年月をかけて育ってきた大木や屋敷林は、彩豊かな歴史を今に伝える貴重なみどりであり、区民共有の資産です。これらのみどりを区緑地保全方針を踏襲し、所有者・地域区民と協力しながら、後世に継承していきます。あわせて、公有地化を検討し、保全を図ります。

④ 区取組
・屋敷林所有者連絡会等を通じて、屋敷林等の状況に合わせた保全策を所有者と話し合います。
・特別緑地保全地区※や市民緑地契約制度※などのみどりの保全に関する法制度や条例による活用へ誘導します。
・屋敷林等の支援に関わるすぎなみどり育て組※等のボランティア活動を推進します。また、ボランティア活動を支援します。
・屋敷林を活用したイベントを開催し、区民が身近な自然にふれながら、みどりをもたね環境的・文化的価値を実感し、みどりを守り育てること④を促します。
・国や都へ屋敷林等の保全に向けた税制見直し等のはたらきかけを行います。

⑤ 屋敷林は区民共有の財産だよ
夏に木陰がつくってくれるね

⑥

▲市民緑地

屋敷林の役割
屋敷林とは、家屋を取り囲むように植えられた樹木群で、主に防風、防砂、防雪などの役割を果たします。また、落ち葉や枝は堆肥や燃料として利用され、成長した木は建築材や道具材として利用されてきました⑦。
武蔵野の原風景の面影を残す屋敷林は、開発行為などにより23区では減少してきており、貴重な植生※や多様な生物を育む場所でもあるため、生物多様性の観点からも保全することが大切です。

⑥

▲すぎなみどり育て組 ▲市民緑地(いこいの森)

37

■具体的な取組

I-1-1 地域で支える屋敷林等の保全〈拡充〉

長い年月をかけて育ってきた大木や屋敷林は、杉並らしい歴史風土を今に伝える貴重なみどりであり、区民共有の資産です。これらのみどりは、「杉並区緑地保全方針」を踏襲し、所有者・地域住民と協力しながら、後世に継承していきます。併せて、公有地化を検討し、保全を図ります。

区取組

- ・屋敷林所有者連絡会等を通じて、屋敷林等の状況に合わせた保全策を所有者と話し合います。
- ・特別緑地保全地区や市民緑地契約制度*など、みどりの保全に関する法制度や条例の活用へ誘導します。
- ・屋敷林等の支援に関わるすぎなみどり育て組等のボランティア活動を推進します。また、ボランティア活動を支援します。
- ・屋敷林を活用したイベントを開催し、区民が身近な自然に触れながら、みどりをもたらす環境的・文化的価値を実感し、みどりを守り育てることへつなげます。
- ・国や東京都へ屋敷林等の保全に向けた税制見直し等のはたらきかけを行います。

区民等の関わり方（例）

- ・屋敷林等は区民共有の資産であり、落ち葉や日照について理解します。
- ・屋敷林等の支援に関するボランティア活動に参加します。
- ・屋敷林所有者連絡会に参加し、保全制度等について理解、活用します。



屋敷林は区民共有の資産だよ
夏には木陰もつくってくれるね！



▲屋敷林

屋敷林の役割

屋敷林とは、家屋を取り囲むように植えられた樹木群で、主に防風、防砂、防雪などの役割を果たします。また、落ち葉や枝は堆肥や燃料として利用され、成長した木は建築材や道具材として利用されてきました。

武蔵野の原風景の面影を残す屋敷林は、開発行為などにより23区では数少なくなっており、貴重な植生*や多様な生きものを育む場所でもあるため、生物多様性の観点からも保全することが大切です。



▲すぎなみどり育て組



▲市民緑地（いこいの森）



1-1-2 樹木等の保護指定制度の充実〈拡充〉

質の高い良好なみどりを形成していくため、条例による樹木等の保護指定制度*を充実させ、みどりの保全を図ります。



樹形の美しい樹木など
守りたいみどりがあるね！

区の実施

- ・保護指定制度の活用や保全に関する周知を積極的に行います。
- ・保護樹木等（保護樹木*、保護樹林*、保護生けがき*、貴重木*）所有者の行う維持管理について、支援します。
- ・保護指定制度について、より効果的に樹木等の保全が図られるよう見直します。
- ・保護樹木等所有者の負担が軽減されるよう健全に生育できる空間にある樹木や樹林に対しては、剪定費用を一部補助するなどの支援方法を含め、制度を見直します。
- ・保護樹林の剪定時に発生する剪定枝処理費の一部を補助することで、所有者の維持管理負担を軽減します。

区民等の関わり方（例）

- ・落ち葉などの樹木の特性を理解し、保護樹木等の保全について協力します。

みどりの質を高める樹形

樹形とは、木の根、幹、枝、葉など樹木全体の外観や形のことで。

樹木の種類によって固有の樹形があり、環境条件や樹齢、人の手によっても樹形は変化します。

樹木が良好に生育できる環境を整え、伸び伸びと枝葉を広げる美しい樹木を増やしましょう。



▲保護樹木



▲保護樹林

■具体的な取組

I-1-3 樹木を健全に保つための管理〈継続〉

良好なみどりを保持するため、公園などの公共施設の樹木は、健全に保つための維持管理を徹底します。また、民有の保護樹木等の健全な状態を維持するため、相談体制の充実を図り、樹木の適切な管理や保全につなげていきます。



樹木も生きものだから年をとったり、病気になったりするよ。樹木の剪定や診断などは、元気に保つための維持管理のひとつなんだね！

区の取組

- ・公園などの公共施設の樹木は、施設管理者が中心となって日常の目視による確認を徹底し、必要に応じて樹木医による診断を行います。
- ・診断結果の優先度に基づき、樹勢の回復を図るほか、倒木の可能性がある樹木は、植え替えなどの更新を進めます。
- ・区民や事業者向けに樹木の管理方法をパンフレットや区ホームページを活用して周知します。
- ・みどりの相談所*と連携しながら相談体制の充実を図ります。

区民等の関わり方（例）

- ・散歩や通勤・通学の際に公園樹木や街路樹を気にかけます。
- ・公園樹木や街路樹に異常などを見つけたら、MCR(マイシティレポート)*等を活用して、スマートフォン等で区へ連絡します。
- ・保護樹木等所有者は、樹木等の状況に異常が見られた場合には専門業者や区へ相談します。

樹木を健全に保つ意味

樹木を健全に保つことは、自然環境を守ることにつながり、人々の暮らしや生物多様性の向上、そしてその豊かさを長期的に維持するために重要です。

○環境面の意味

健全な樹木は、光合成によってCO₂を取り込み、大気の浄化に貢献します。また、葉がつくる木陰や蒸散作用により、ヒートアイランド現象の抑制につながります。

○生態系保全の意味

健康な樹木は、鳥や昆虫、小動物などの生息場所や食料源になります。

○安全・防災の意味

健全な樹冠や根の広がり、風による被害や土砂の流出を防ぎ、人々の暮らしを守ってくれます。反対に、樹勢が衰えると強風や大雪で倒れやすくなり、人や建物に危険を及ぼす可能性があります。



▲善福寺川緑地の倒木



▲樹木診断の様子



▲開口空洞のある樹木の根元



I-1-4 都市農地の保全強化〈拡充〉

区内に残された貴重な農地を保全するため、農業者への支援を図るとともに、農業者との交流などを通じて、区民が農とふれあう機会を創出し、農業への理解を深めていきます。

区の実施

(生産緑地地区)

- ・生産緑地地区制度を活用し、都市計画として農地を長期的に保全します。
- ・生産緑地地区の買い取りの申し出が行われた場合は、区民農園*、農業公園や農福連携農園*等の新設を検討します。
- ・みどりのリサイクル拠点となる施設を検討します。
- ・コンポスト等で作成した堆肥を集める拠点となる場所を検討します。



▲農福連携農園（すぎのこ農園）

(営農支援)

- ・高齢化や後継者不足などの課題に直面している農業者を支援するため、農業ボランティアの養成、活用を推進します。また、農業者とボランティア等のマッチングを行うなど、営農を支援します。
- ・農業者個々のニーズに応じて、農業体験農園*開設・運営の支援等、営農の支援を行います。
- ・農産物直売支援として、直売所等を紹介した「農産物直販マップ」や、直売所を知らせる旗の作成を行います。
- ・緑化啓発の一環として、区民へ苗木や草花を配布するため、農業生産者団体に苗木等の育成を委託します。

(地産地消*)

- ・杉並産農産物の即売会の開催、「農産物直販マップ」作成等の農産物直売支援により、地産地消を推進します。
- ・杉並産農産物の学校給食への利用拡大を推進し、農業者の生産意欲を高めていきます。

(農とのふれあい)

- ・区民農園の運営を行い、農にふれあう機会を提供します。
- ・農の風景育成地区*では、地域のまちづくりと連携しながら農のある風景を保全、育成します。
- ・農業体験や農業祭等の開催、杉並産農産物の学校給食への活用などを推進し、地域の農業への理解と関心を深めていきます。

区民等の関わり方(例)

- ・即売会や直売所等で杉並産農産物を購入するなど、地産地消に協力します。
- ・区民農園や収穫体験、農業祭等の農にふれあう機会を通じて、都市農業の大切さについて学びます。
- ・農地の砂ぼこりやにおいに対して理解し、農地の保全に協力します。
- ・農業に関するボランティア活動に参加します。
- ・コンポスト等で堆肥の作成に協力します。



▲農産物販売の様子



子どもたちが農作物の育つ過程を学ぶ場として、区内の小中学校に近い場所で、土に触れ、農業体験を行い、食育を学ぶことができる「学びの農園」があったらいいな！

■具体的な取組

I-1-5 法制度を活用したみどりの保全〈拡充〉

都市緑地法に基づく特別緑地保全地区や市民緑地契約制度などの諸制度を活用することで、屋敷林や農地といったまとまった民有のみどりを保全します。



特別緑地保全地区制度を活用して、屋敷林等の保全強化を検討するよ！

区の取組

(特別緑地保全地区)

- ・特別緑地保全地区では、既に指定している地区の良好な自然環境を保全し、良好な都市環境の形成を図ります。また、新規指定を進めます。
- ・買い取りの申し出に対しては、国や東京都の支援制度を活用し、保全に努めます。

(市民緑地契約)

- ・市民緑地契約制度について、周知を行い、民有のみどりの保全・活用を図ります。
- ・市民緑地の新規指定に向けて、候補地への協議・調整を進めます。
- ・市民緑地契約制度の対象とならない 300 m²未満の空き家などの借地や土地の購入について、研究を進めます。

(風致地区)

- ・区の風致地区条例等に基づき、都市の自然的景観を守るための適正な規制を行うとともに、樹林地や水辺などを含むみどりを保全し、良好な住環境の維持に努めます。

(生産緑地地区)

- ・生産緑地地区制度を活用し、都市計画として農地を長期的に保全します。
- ・買い取りの申し出に対しては、国や東京都の支援制度を活用して積極的に対応します。

(緑化重点地区*)

- ・地域の特性に合った施策を総合的かつ効果的に推進するため、区内全域を「緑化重点地区」とし、緑化を推進します。



▲買い取りの申し出により取得し整備してできた大宮の杜緑地



▲市民緑地：山葉いこいの森

区民等の関わり方(例)

- ・特別緑地保全地区や市民緑地契約制度、生産緑地地区などについて学び、みどりの保全に理解、協力します。
- ・市民緑地(いこいの森)を利用します。
- ・みどりを保全するボランティア活動等に参加します。

■具体的な取組

I-2-1 緑化指導の充実〈継続〉

杉並区みどりの条例に基づき、区ではすべての建築行為等に対して、緑化指導の充実を図り、敷地内の緑化を推進します。

また、区内の善福寺・和田堀の両風致地区においては、区の風致地区条例等に基づき、建築や開発に対する適正な規制を行うとともに、みどりや水辺を含めた良好な住環境の保全に努めます。

区取組

- ・建築行為等の際に提出を義務付けている緑化計画*の中で、既存樹木の保全・活用を誘導します。
- ・都市の開発において生まれる公開空地*等については、東京都の「公開空地等のみどりづくり指針」*に基づき、開発の構想段階から、事業者のみどりのネットワーク等の配慮をはたらきかけます。
- ・東京都策定の「在来種*選定ガイドライン」などに基づき、生物多様性に配慮した在来種の植栽を推進します。

区民等の関わり方(例)

- ・建築行為等における緑化計画の指導等に基づき、緑化します。
- ・緑化後の植栽等について、適正な維持管理を行います。



▲緑化指導で創出された緑化例



緑化指導は、みどりをのこし、増やすための取組だよ！
みんなで協力しよう！

I-2-2 助成制度等を活用した緑化の推進〈継続〉

民有地の緑化を推進するため、生け垣や植栽などの接道部緑化、建物の壁面・屋上緑化の費用を一部助成しています。

また、緑化の持続性を確保するため、「みどりに関する協定」の締結を促進し、地域における継続的なみどりの保全・育成を図ります。

区取組

- ・接道部緑化等の助成制度の活用事例について、パンフレットや区ホームページ等で周知し、制度の活用を促進します。
- ・都市緑地法に基づく緑地協定*について積極的に周知し、街区単位での緑化を推進します。
- ・杉並区みどりの条例に基づくみどりの「保全及び育成の協定」*により、地域における緑化を推進します。

区民等の関わり方(例)

- ・接道部緑化、壁面緑化、屋上緑化等の助成制度を活用します。
- ・接道部緑化、壁面緑化、屋上緑化等の助成制度の活用効果を発信します。



▲助成制度を活用して創出された生け垣



屋上緑化、壁面緑化等は、断熱効果やヒートアイランド現象の緩和、生物多様性の保全などの効果があるんだね！

■具体的な取組

I-2-3 地域に親しまれる公園づくり〈拡充〉

公園は、貴重なオープンスペース*の一つであり、区民のレクリエーション活動の場であるとともに、地域の交流の場や災害時の避難場所としても重要な役割を担っています。そのため、比較的大規模な敷地や生産緑地*、屋敷林等については、用地取得に向けて積極的に取り組み、公園として整備します。

区の取組

- ・公園の不足地域を中心に、身近な公園*を整備します。また、公園区*空白地域には、敷地面積 2,500 m²以上の核となる公園*を整備します。
- ・公園づくりに当たっては、地域の特色や生きものの生息空間の確保、木陰創出、既存のみどり等の景観資源の活用などに配慮するとともに、ワークショップやオープンハウス型説明会*、アンケート調査等で地域住民の意見を聞きながら進めます。
- ・民間活力の導入や借地公園制度*、立体都市公園制度*等の都市公園法の諸制度の活用を検討していきます。
- ・「都市計画公園・緑地の整備方針（東京都・特別区・市町）」*及び「緑確保の総合的な方針（東京都・特別区・市町村）」*に基づき、公園・緑地等の整備を促進します。
- ・東京都へ都市計画公園等の未開設部分の公園整備・開設を要請します。

区民等の関わり方（例）

- ・公園等の適正な利用（公園ルールなど）に協力します。
- ・ワークショップやオープンハウス型説明会等へ参加します。
- ・「すぎなみみどり育て組」「花咲かせ隊」等として、公園の維持管理に関わります。



▲学校跡地を活用して整備したすぎはち公園



▲企業用地を買い取り、整備した下高井戸おおぞら公園



公園（オープンスペース）があることで火災時の延焼を遅らせたり、止めたりする効果があるよ！



本計画における公園分類は以下の表のとおりで、参考に都市公園法に基づく分類と対比して示します。

杉並区の公園構成

杉並区みどりの基本計画による分類			都市公園法による分類		
種別	面積	内容	種別	面積	参考誘致距離
300㎡未満		生きものの生息場所や防災上必要なオープンスペースとして整備する小規模公園。	住区 基幹 公園	街区公園 0.25haを標準	250m
身近な公園	300㎡以上 2,500㎡未満	敷地面積の都合上、多くの公園機能は確保できないものの、近隣の公園と機能分担しながら区民ニーズに応える公園。			
核となる公園	2,500㎡以上	多目的に利用できるオープンスペースや球戯利用、幼児や児童の遊び場、健康増進や休息の場等、様々な公園機能を確保できる広さを有し、公園区を中心となる公園。 ※以下は核となる公園から除く ・特殊な利用をされる公園 ・細長くオープンスペースが少ない公園 ・園内の大部分が樹林でオープンスペースが少ない公園		近隣公園 2haを標準	500m
				地区公園 4haを標準	1,000m
総合公園	—	全区民を対象とした大規模総合レクリエーションの拠点とし、加えて災害時の広域避難拠点を目的とする公園。	都市 基幹 公園	総合公園	—
運動公園	—	全区民を対象としたスポーツ活動の拠点とし、加えて災害時の広域避難拠点を目的とする公園。		運動公園	—
風致公園	—	樹林地、水辺等の自然条件に応じて適切に配置し、風致を享受することを目的とする公園。	特殊公園	風致公園	—
都市緑地	—	都市の自然環境の保全、都市景観の向上、都市防災の向上に資するために設ける緑地。	緑地	都市緑地	—
緑道	—	災害時の避難路の確保、都市生活の安全性・快適性の確保を図ることを目的として居住場所相互を連絡する緑地。		緑道	—
児童遊園 遊び場 いこいの森			都市公園法によらない分類		

公園として整備していく候補となる用地

- ・企業グラウンドや国有地等の比較的まとまった広い用地
- ・生産緑地、屋敷林
- ・既存公園の隣接地
- ・公園区空白地域の敷地面積 2,500 ㎡以上の用地
- ・半径 250m の範囲に「身近な公園」がない地域
- ・防災まちづくり計画の対象区域

■具体的な取組

1-2-4 区民ニーズに応える公園のリニューアル〈拡充〉

公園のリニューアルに当たっては、「多世代が利用できる公園づくり基本方針」を踏襲し、個々の公園ごとに見直すのではなく、一定の範囲にある複数の公園等を対象として、一体的に公園機能の見直しを行います。それぞれの公園が機能を分担・補完し合うように改修を行うことで、子どもから高齢者まで多世代が利用できる公園づくりを推進します。

区の取組

- ・公園区単位でアンケート調査やワークショップ等を実施し、区民ニーズを把握した上で、公園改修を進めます。
- ・区民ニーズを把握する際には、区民が維持管理に携わるボランティアへの参加を促します。

区民等の関わり方（例）

- ・公園等の適正な利用（公園ルールなど）に協力します。
- ・「すぎなみみどり育て組」「花咲かせ隊」等として、公園の維持管理に関わります。
- ・ワークショップなどに参加し、公園の機能を見直すことで、多世代が利用できる公園づくりについて考えます。



▲公園のリニューアルワークショップだより



▲ワークショップで区民との話し合いでできた健康器具広場



ワークショップで話し合いながら、公園のリニューアルを進めているんだね！



1-2-5 安心・安全な公園の維持管理〈継続〉

開園から30年以上経過した公園が約8割となっており、公園施設の老朽化や樹木の老木化が進んでいます。今後、公園施設の改修費用が増加するとともに、更新時期が一時期に集中することが考えられるため、計画的に公園施設の改修を進めます。

区の実施

- ・定期的に公園施設の健全度調査を実施し、計画的な施設改修や施設配置を進めます。
- ・公園等における樹木診断を行い、安全性の確保と適切な管理を図ります。
- ・大規模な公園改修に当たっては、民間活力の活用を検討し、区の財政負担の軽減に努めます。

区民等の関わり方（例）

- ・「すぎなみみどり育て組」「花咲かせ隊」として、公園の維持管理に関わります。
- ・遊具の故障や樹木の枯損等の異常を発見した際は、MCR（マイシティレポート）等を活用して、スマートフォン等で区へ連絡します。



▲遊具点検の様子



▲樹木診断の様子

利用する人と管理する人が協力して
安心・安全な公園をつくろう！



■具体的な取組

II-1-1 公共施設でのグリーンインフラの推進〈拡充〉

公共施設、特に大規模な公共施設のみどりは、地域におけるみどりの拠点となります。民有地緑化の見本となるよう、グリーンインフラを活用した緑化を進めます。

区の取組

- ・公共施設（学校、公園、道路など）でグリーンインフラの活用を積極的に進めます。
- ・区役所本庁舎等では建物内への緑化を推進します。
- ・区内にある国や東京都などの施設、また、鉄道事業者やバス事業者の保有・管理している駅前広場、鉄道敷、車庫などへの緑化を要請します。

区民等の関わり方（例）

- ・公共施設でのグリーンインフラを活用した緑化について、緑化の際の参考にします。
- ・環境に関する授業等を通じて、みどりの大切さについて学びます。
- ・グリーンインフラを活用した空間を、地域の人々が集まるコミュニティの場として活用し、みんなで協力して維持管理することで、地域のつながりを深めます。



公共施設の整備では、これまで以上にグリーンインフラの視点を取り入れて緑化に取り組むよ！

【グリーンインフラの取組の事例】



▲富士見丘小学校のビオトープ

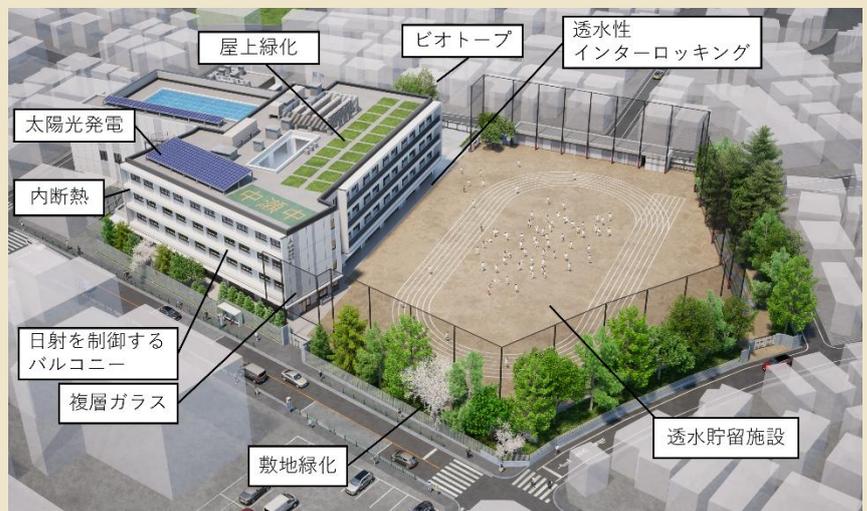


▲雨水を浸透させる植栽帯（道路）

【出典】せたがやグリーンインフラライブラリー2023
（世田谷区、令和5年11月）

杉並区のエコスクール

杉並区のエコスクール*は、学習環境の向上を図るとともに、地球環境問題への取組を、学校が核となって子どもだけでなく大人にも広げ、区民の省エネをはじめとする環境意識向上につなげていくことを目的とし、「施設づくり」、「学校運営」、「環境教育」の3点が一体となって総合的に環境配慮が行われる学校を目指しています。





II-1-2 健全な水循環の促進〈拡充〉

健全な水循環*はみどりを育み、様々な生きものを支え、私たちの暮らしを豊かにしてくれます。地下水・湧水の保全・回復に寄与するみどりの保全・創出や透水性舗装、雨水浸透施設等の整備を推進し、健全な水循環を促進します。

区の実取組

- ・道路の透水性舗装や、公園をはじめとした公共施設や民間施設の緑化・雨水浸透施設等の設置を推進します。
- ・「雨水流出抑制の手引き」「我が家でできる豪雨対策パンフレット」により、都市型水害に関する課題や必要な対策、建築確認申請時の届出事項、助成内容について周知します。



▲雨水流出抑制の手引き



▲我が家でできる豪雨対策パンフレット

区民等の関わり方（例）

- ・建物の新築時に雨水浸透施設等を設置するなど、暮らしの中で、地下水・湧水の保全・回復に取り組みます。

健全な水循環とは

雨水が土壤に浸透することで植物が健康に育ち、みどりを利用する生きものの棲みかが生まれます。また、雨水の浸透は、洪水のリスクを軽減したり、地下水として蓄えられたりすることで、地域の水資源を安定させる機能があります。

健全な水循環は、私たちの快適な暮らしのためにとても重要です。



▲水循環の目指す姿 【出典】内閣官房水循環政策本部 水循環教材副読本

■具体的な取組

II-1-3 みどりの機能を活用した施設に対する支援制度〈新規〉

区では、ヒートアイランド現象や都市型水害など都市が抱える課題へ対応するため、グリーンインフラの活用を推進します。こうした取組を民間の施設にも広げていくために、緑化や雨水の浸透など、グリーンインフラの導入を支援する制度を検討・実施します。

区取組

- ・民有地におけるみどりの機能を活用した整備（駐車場緑化・自転車駐車場緑化・雨庭など）に対する支援制度を検討・実施します。
- ・支援制度の内容を広く周知し、民有地における雨水の流出を抑え、地域全体の治水機能の向上を図ります。

区民等の関わり方（例）

- ・建物の新築や増改築時に、みどりの機能を活用した整備をすることで、治水対策を行います。

【グリーンインフラの取組の事例】



▲雨庭の例 【出典】 くまもと雨庭パートナーシップ HP



国や東京都の補助金の活用も検討するよ！



▲駐車場緑化（左）、自転車駐車場緑化（右）
【出典】 せたがやグリーンインフラライブラリー2023（世田谷区、令和5年11月）



▲プランター型雨庭
【出典】 くまもと雨庭パートナーシップ HP



II-1-4 みどりのリサイクルの推進〈拡充〉

植物の生育場所や生きものの棲みかの基盤である土を育むため、「杉並区みどりのリサイクル計画」を踏襲し、落ち葉や剪定枝を自然の物質循環の流れに戻す取組を進めます。

区取組

- ・公園等で発生する剪定枝は、再資源化処理施設に持ち込むことで堆肥化を進めます。また、保護樹林剪定枝の再資源化施設への持ち込みを推進します。
- ・公園等の落ち葉は、そのまま土に還元するほか、必要とする農家や区民へ配布し、活用します。
- ・家の建替え等により手放さざるを得なくなった樹木の中で、公共施設へ移植可能な樹木については、寄附を受けて活用します。
- ・「落ち葉感謝祭」や「炭焼き体験会」などのイベントを通じて、みどりのリサイクル活動について広く周知を図ります。

区民等の関わり方（例）

- ・落ち葉や剪定枝はできる限り、自宅の庭などで土に還元します。
- ・家庭菜園やガーデニングでは、リサイクルされた堆肥やウッドチップを積極的に使用します。
- ・イベント等を通じて、みどりの循環について学びます。

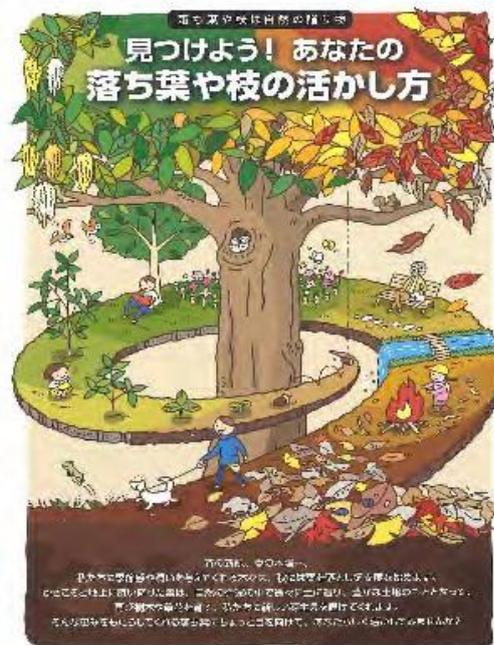


▲落ち葉感謝祭（三井の森公園での落ち葉掃きの様子）

すぎなみブランドの堆肥づくりが
できたらいいな！



農地などを活用してみどりのリサイクルの拠点ができるといいな！



▲みどりのリサイクルパンフレット

■具体的な取組

Ⅱ-2-1 生物多様性に配慮したみどりの保全〈継続〉

屋敷林や緑地、公園など、まとまったみどりのある場所には、多くの生きものが生息しています。その環境を維持し、生物多様性に配慮したみどりの保全を図っていきます。

区の取組

- ・貴重な生きものが棲む保全地域を守り、生きものの生態にあった維持管理を行います。
- ・大規模公園など広大な敷地を活用し、生きものの保全場所を確保していきます。
- ・生物多様性について、区民が身近に感じられるように、学習の機会や情報提供などを通じて機運醸成を図ります。
- ・生きものに関する実態把握を行うため、自然環境調査や河川生物調査を継続して実施します。

区民等の関わり方（例）

- ・公園等の植栽地には、むやみに入らないようにします。
- ・ビオトープや親水施設を活用した保全活動に参加します。



▲貴重な植物（カタクリ）



▲樹林を保全し開設した三井の森公園



11-2-2 みどりを活用した生きものの生息場所の創出〈継続〉

宅地化の影響により、区内では生きものの生息場所が減少しています。国際的な目標である「30by30」の実現に向けて、自然を再生し、みどりを活かした生きものの生息場所を創出していきます。

区の実施

- ・区立学校等の改築や新たな公園の整備の際には、みどりの配置やビオトープなど生きものが生息できる環境を創出します。
- ・生きものの移動に配慮した河川沿いの公園緑地を整備します。
- ・河川や池などの水辺に棲む生きものが棲みやすい環境づくりについて、東京都等と連携して進めます。
- ・国の「自然共生サイト」*への登録を推進し、その活動を支援するとともに、事業者等と連携した生物多様性の保全・再生に資する取組を進めます。

区民等の関わり方（例）

- ・庭やベランダ、地域にある花壇等に草花や樹木を植えることで、生きものの生息場所を提供します。
- ・地域での緑化活動に参加し、生物多様性に配慮した生息場所を整備します。



▲柏の宮公園（ビオトープ）池



▲井草区民事務所のビオトープ

人も生きものも心地よい親水施設

遅野井川親水施設

遅野井川親水施設は、生きものが棲みやすい環境と、人が水に親しめる環境が共存する場所です。水辺の自然に触れながら、区民が身近に潤いと安らぎを感じられる親水空間が広がっています。

きっかけは地域の小学生

この施設の整備は、地域の小学校の子どもたちが「善福寺川をもっと親しみやすい川にしたい」と考え、作成した「夢のほたる水路設計図」がきっかけとなりました。その思いが「みんなの夢水路整備事業」として実現されたのです。

施設の設計から改修時の種苗の植付け、改修後の水路の管理・運営に至るまで、地域住民が主体的に関わっています。地域の力で育てられたこの親水施設は、自然と人とのつながりが感じられる、まちの大切な財産となっています。



遅野井川親水施設は、都内の区立施設として初めて自然共生サイトに認定されたよ！

■具体的な取組

II-2-3 在来種の保全と外来種対策〈継続〉

地域固有の生態系を守るためには、在来種の保全と外来種の適切な管理が重要です。区内には貴重な在来種も存在し、外来種からの影響を受けないように保全するとともに、社会生活にも悪影響を与える侵略的外来種への対策も進めていきます。

区の取組

- ・善福寺川や神田川沿いの水辺、雑木林*、公園など、生物多様性が高い地域では、外来種の除去、在来種の植栽、生態系に配慮した取組を行います。
- ・東京都策定の「在来種選定ガイドライン」や杉並区自然環境調査の結果を踏まえ、在来種を活用した緑化を推進します。
- ・区民や事業者に対し、在来種の重要性や外来種の影響、生物多様性について、建物の新築や増築を行う場合なども含め、パンフレットやイベント等を通じて情報発信します。

区民等の関わり方（例）

- ・建物の新築や増築を行う場合は、在来種を意識した植栽を計画します。
- ・自然観察会やイベント等を通じて、在来種や外来種について理解を深めます。

外来種について考えてみよう

外来種はどんな影響があるの？

元々その地域に生育していなかった植物を利用すると、地域固有の生態系に影響を与える可能性があります。必ずしもすべての外来種が悪影響を及ぼすわけではありません。

外来種の中でも悪影響を及ぼす能力が高い外来種を、特に「侵略的外来種」といいます。

侵略的外来種が侵入すると、在来種を捕食してしまったり、在来種が生育している環境を奪ってしまったりして、在来種がその場所から消えてしまう危険性があります。

侵略的外来種から私たちの住む地域の生態系を守るためには、地域本来の在来種を用いるよう心掛ける必要があります。

外来種が引き起こす問題とは？

外来種問題には、生態系への被害ばかりでなく、人の生活・健康、農林水産業等への影響があります。

生態系被害

もたらいた生きものに対する捕食・競合

外来種が在来種を捕食したり、似たような環境を好む在来種の生息・生育地を奪う。



人の生活・健康被害

噛まれる・刺される

毒のある外来生物が刺す、噛まれる危険がある。



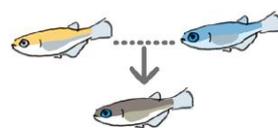
今までなかった病気の原因となる

人に直接に触れる、家屋に侵入するなどにより、その地域や国に存在しなかった病気の発症や感染の危険が増える。



在来種と交雑（遺伝的かく乱）

近縁の在来種と交雑して雑種等を作ってしまう、在来種の遺伝的な独自性が損なわれる。



農林水産業被害

農作物や漁業対象種が食べられる

農作物が食害されたり、畑が踏み荒らされる。漁業対象の生物が捕食されたり、生息地を圧迫される。



▲【出典】東京都外来種対策行動の手引き（2025,東京都環境局）、イラスト©村石健一

■具体的な取組

II-3-1 みどりのベルトづくりの推進〈拡充〉

「みどりのベルトづくり」とは、大規模な公園などの拠点となるみどりを、河川や幹線道路沿いのみどりをつなぎ、さらに屋敷林や農地、学校のみどりを、接道部のみどりなどでつないでいくことで、地域全体にみどりをベルトのように張り巡らせていく考え方です。

みどりのネットワークを形成することで、生きものの移動や生育環境の確保、地域の景観や環境の向上につながります。

みどりのベルトづくりの考え方を踏襲し、水辺空間とみどりをつなげた「みどりと水のネットワーク」の形成を推進します。

区の取組

- ・「みどりのベルトづくり」の考え方について、区民や関係者への周知を行い、理解を深めます。
- ・公園や道路の整備に合わせて植栽帯など地域の基盤となるみどりの創出・拡充を図ります。
- ・幹線道路では、国や東京都とともに道路緑化を積極的に推進します。
- ・住宅や店舗などの軒先について、地域住民と区が協働して緑化を行うなど、身近なみどりのベルトづくりを進めます。
- ・身近なみどりのベルトづくりの取組を区内全域に広げ、路線型による実施を進めます。
- ・「みどりの拠点」である公園・緑地の拡大整備を行い、合わせて延焼遮断効果*のある高木の植樹などを重点的に推進し、公園・広場などを結ぶ延焼遮断帯*の形成を図ります。
- ・東京都の公園整備事業、河川改修事業等に際して、公園整備、河川緑化・護岸緑化などを要請し、みどりと水のネットワーク形成を推進します。
- ・緑視率向上を目指すモデルエリア・路線を設定し、現状の緑視率を測定把握しながら、土地所有者等の理解と協力を得て、庭先、沿道などの緑化を進めます。

区民等の関わり方(例)

- ・自宅の庭や所有する店舗等の軒先を植栽することで身近なみどりを創出し、近隣同士のみどりをつなぎます。
- ・区民同士が協力しながら、沿道や歩道沿いなどにみどりを増やし、地域の中にみどりあふれる散歩道をつくる取組を進めます。



▲みどりのベルトの概念図

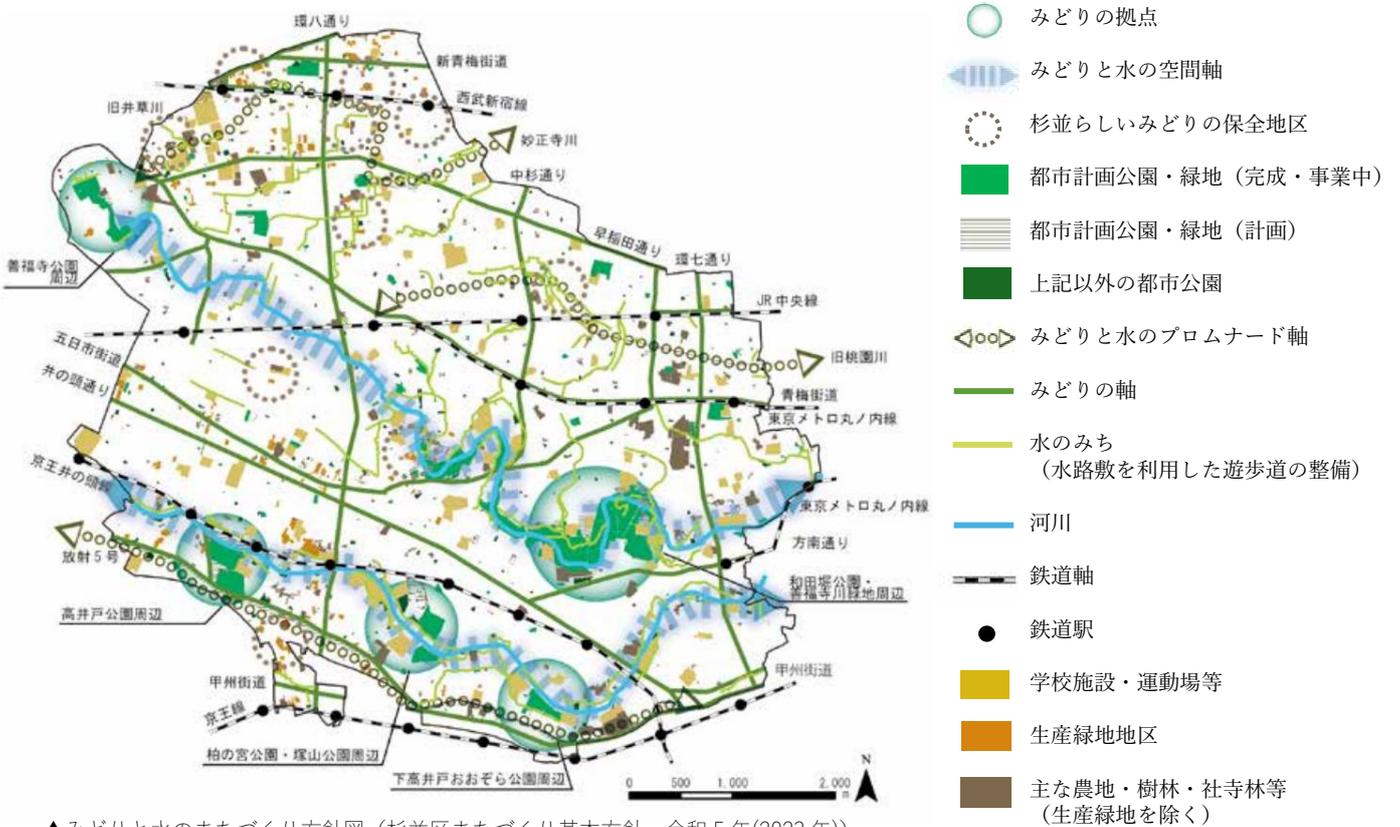


▲みどりのベルトづくり高円寺推進地区



CO₂吸収の視点からもみどりの拠点形成やみどりと水のネットワーク形成を推進していくよ!

■具体的な取組



▲みどりと水のまちづくり方針図（杉並区まちづくり基本方針 令和5年(2023年)）

河川や道路は風の通り道となっているよ
これらを緑化することで涼しい風を生み出し、ヒートアイランド現象を緩和することができるね！



区民が大事に手入れしている庭や工夫している緑化、みどりのカーテンづくり等が、区全体に広がるといいね！



区内にある公園の池や学校のビオトープなどの水辺空間を、トンボが棲める環境へと整備して、トンボがつなぐみどりのネットワークができるといいな！





II-3-2 良好な景観づくりの推進〈継続〉

「杉並区景観計画」に基づき、区の自然や歴史、文化を育んだみどり豊かな住宅都市を継承し、魅力あるまちなみを創出していくため、良好な景観づくりを推進します。

区の実取組

- ・まちなみへの影響が大きい大規模建築物の建築等を対象とした事前協議制度や、景観法に基づく届出制度などの運用を通じて、周辺のまちなみに調和した魅力的な景観形成を図ります。また、事前協議や「水とみどりの景観形成重点地区」*内の届出に際しては、緑化計画図の提出を求めるなど、みどりに関する施策との連携を図りながら、景観づくりを進めます。
- ・区内の景観資源を紹介する「すぎなみ景観ある区マップ」や「杉並景観録」の発行をはじめ、景観に関する各種制度等を広く周知し、区民等の景観への関心や意識向上を図ります。

区民等の関わり方（例）

- ・自宅や職場などの道路沿いを緑化し、潤いのある空間づくりに取り組みます。
- ・環境に適した樹種を選定し、美しい樹形となるように適切に維持管理します。
- ・既存の樹木や樹林、農地を大事に守り、継承していきます。



▲杉並区景観計画



景観が良くなるとまちの魅力が高まって住みたいまちになるね！

■具体的な取組

Ⅲ-1-1 環境学習の充実〈拡充〉

区民のみどりに関する意識の向上を図るため、みどりの保全や緑化活動等に関する様々な講座等を開催します。講座等の開催を通じて、地域のみどりの保全や緑化活動を担う人材の育成を進めます。

区の取組

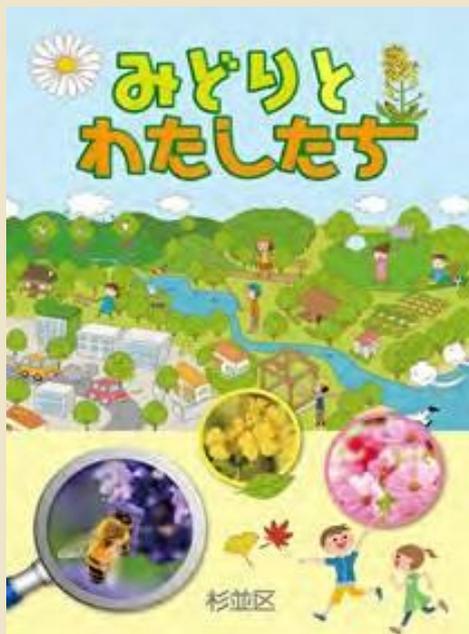
- ・みどりの持つ多様な効果を学ぶ講座を開催し、グリーンインフラの活用を推進します。
- ・「すぎなみ地域大学」*、環境活動推進センターでの四季を通じた自然観察会やまち歩きなど、みどりに関する講座等を開催し、地域の自然環境への理解を深めます。
- ・講座等を通じて、みどりに関わる人材を育成します。
- ・小学生を対象にした環境学習、特にみどりに関する教材である「緑化副読本」を発行し、身近なみどりの役割や大切さを学ぶ機会をつくります。

区民等の関わり方（例）

- ・講座等へ参加することで、みどりに関する知識や技術を学び、みどりへの関心を高めます。
- ・みどりに関する知見や技術を地域に広げます。

緑化副読本「みどりとわたしたち」

小学生を対象に、みどりの重要性や役割、現状などを知らせるために緑化副読本を作成しています。



▲緑化副読本「みどりとわたしたち」



▲早春の野鳥観察の様子

みどりの良いところを知ってもらって
もっとみどりを好きになってほしい





III-1-2 みどりの情報発信の充実、イベントの開催〈拡充〉

みどりに関する情報の発信やイベントの開催を行い、みどりの普及・啓発を図ります。

区取組

- ・「みどりの新聞」やまち歩きマップ等を通じて、みどりに関する情報を発信します。
- ・みどりに関する情報を区政情報ダッシュボード「すぎなみデータラウンジ」や、広報紙・区ホームページ、SNS等により周知します。
- ・新緑の時期に合わせた「みどりのイベント」や、樹木への感謝を込めた「落ち葉感謝祭」など、テーマに応じたイベント等を開催し、みどりへの関心を高めます。
- ・みどりのボランティア等との協働でイベントを開催します。

区民等の関わり方（例）

- ・みどりに関する情報紙などにより、みどりへの理解や興味を高めます。
- ・みどりに関するイベント等に参加します。
- ・みどりに関する情報を地域に発信します。



▲みどりの新聞「みどりとひと」



▲木の輪ペンダントづくり（みどりのイベント）



みどりに関する情報を収集したり、イベントに参加したりしてみよう！

みどりの新聞「みどりとひと」

地域の魅力や取組を多くの方に届けるため、内容の企画から取材、編集までボランティアの方と一緒に取り組んでいます。



▲みどりの新聞の取材風景

■具体的な取組

Ⅲ-1-3 みどりの相談所の運営〈拡充〉

みどりに関する知識を深め、身近な緑化活動に取り組めるよう、「みどりの相談窓口」を設けています。専門知識を持った相談員によるみどりに関する相談や、植物全般をはじめ園芸・生きものに関する約 1,500 冊の蔵書がある図書コーナーを通じて、みどりに関する学びを支援します。

また、区民がみどりに関する相談を気軽にできるよう、みどりに詳しいボランティア等を紹介するなど、区民の自発的な緑化活動を促進します。

区取組

- ・みどりの相談所の運営により、区民からの相談に応じるなど、区民のみどりに関する学びや活動を支援します。
- ・みどりの相談所をボランティア活動の拠点、情報交換の場としても活用できるよう、相談所機能の拡充を検討します。

区民等の関わり方（例）

- ・植物の育て方など、みどりに関して気になることや分からないことについて、みどりの相談所へ相談します。
- ・みどりに関する相談や学びを通じて、植物や自然環境への理解を深め、みどりへの関心を高めます。



▲みどりの相談所（塚山公園）

Ⅲ-1-4 みどりの顕彰の実施〈継続〉

後世にのこすみどりを守り育てている人や、みどりの創出に貢献している人など、その保全・緑化活動に対して表彰し、みどりの保全・創出につなげます。

区取組

- ・みどりの保全・創出に関する顕彰を実施します。
- ・顕彰を通じて、みどりの保全・創出に対する機運を醸成します。
- ・顕彰を通じて、みどりの保全・創出に関するボランティア活動などへの参加を促進します。

区民等の関わり方（例）

- ・みどりの保全・創出等に関する顕彰応募などに参加します。
- ・表彰された場所や人、活動などの支援・応援することで、みどりの保全・創出を後押しします。
- ・表彰された場所や人、活動などにボランティア等として参加し、地域のみどりを守り育てる取組に関わります。

【これまでの顕彰例】



▲後世にのこしたい杉並の屋敷林表彰地



▲みんなで楽しめる杉並のみどり大賞



これまで「後世にのこしたい杉並の屋敷林」
「みどりの活動賞」などの顕彰が行われたよ！



III-1-5 みどりに関する調査・研究〈拡充〉

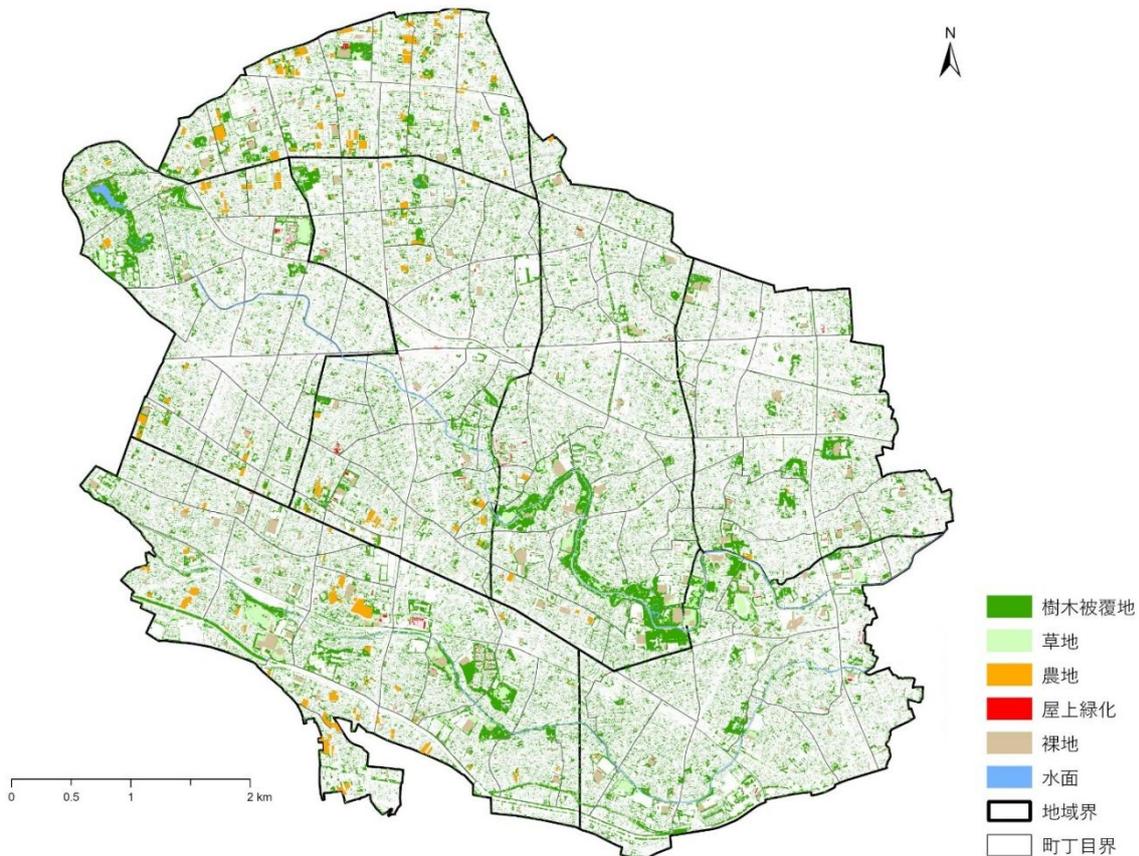
約5年ごとに区内のみどりの状況を把握する調査を実施するとともに、自然環境の現況を把握する調査を実施します。

区の実施

- ・約5年ごとに区内の緑被の状況など、みどりの実態を把握する調査を実施します。
- ・自然環境の現状を把握するため、自然環境調査を実施します。
- ・国内外の先進的な事例などの調査・研究を行い、みどりの保全・創出等に効果的なみどりの取組を検討します。
- ・都市環境の改善を図るため、樹冠被覆率*や緑視率など、みどりの量・質の評価やその表し方などについて、積極的に研究します。

区民等の関わり方（例）

- ・区の実施する各種調査を理解し、協力します。
- ・みどりの実態調査や自然環境調査に寄与する情報提供を行います。
- ・調査結果を閲覧し、身近なみどりや動植物について学び、関心を深めます。



▲緑被地等分布図

(令和4年度(2022年度)みどりの実態調査)



航空写真を基に作成しているよ！
みどりに覆われている部分が増えるといいな！

■具体的な取組

Ⅲ-2-1 みどりのボランティア活動への支援〈継続〉

公園の花壇づくりや市民緑地（いこいの森）での剪定など、区民等に良好なみどりの環境を提供するため、みどりに関するボランティア活動を行う区民等に対して支援を行います。

区の取組

- ・「すぎなみみどり育て組」「花咲かせ隊」等のボランティア活動に対して資材提供などの支援をします。
- ・「すぎなみみどり育て組」「花咲かせ隊」等を広報紙・区ホームページ、SNS等で周知し、新たな団体の立ち上げや新規会員の獲得を目指します。



▲ボランティアによる花壇づくりの様子

区民等の関わり方（例）

- ・「すぎなみみどり育て組」「花咲かせ隊」等のボランティア活動に参加することで、みどりに関する知識や技術を学び、みどりへの関心を高めます。

Ⅲ-2-2 みどりに関する取組主体の形成の促進〈拡充〉

みどりに関する活動の輪を広げるため、主体的にみどりの保全や普及啓発を行っている認定ボランティア団体等の活動を紹介しながら、様々なみどりの取組に関する主体形成を促進します。

区の取組

- ・認定ボランティア団体等の活動をボランティアニュースや区ホームページなどでPRし、活動内容の周知を図ります。
- ・認定ボランティア団体とみどりに関する活動に参加したい区民とのマッチングを促進します。
- ・区民等との対話（ワークショップ等）を通じて、みどりに関する取組主体の形成を促進します。

区民等の関わり方（例）

- ・主体的に活動している認定ボランティア団体の情報を収集し、みどりへの関心を深めます。
- ・ボランティア活動等に参加することで、地域のみどりに関する取組に貢献します。



▲炭焼き体験会
認定ボランティア団体（すぎなみ炭焼き塾くろすけ）の活動風景



III-2-3 みどりの基金の運用〈継続〉

区内のみどりの保全や緑化を推進するため、杉並区みどりの基金を運用します。寄附の成果が分かりやすい事業へ基金を充当することによって、基金の運用の活性化を図ります。

区の実施

- ・みどりの基金への理解と関心を高めるため、パンフレットやイベントなどを通じてPRを行います。
- ・みどりの効果や重要性を伝えるイベント等を通じて寄附を募ります。
- ・みどりの保全や創出、区を代表する公園整備等のため、基金の活用用途について区民に分かりやすくお知らせし、更なる寄附を募ります。

区民等の関わり方（例）

- ・区内のみどりの保全や創出、区を代表する公園整備等のため、みどりの基金へ寄附します。



▲荻外荘公園（復原・整備の一部にみどりの基金を活用）



みどりの基金に協力して、すぎなみのまちをもっとみどりでいっぱいしましょう！



▲善福寺川緑地

第5章 実現に向けて

5-1 区民・事業者・行政の役割

取組の推進体制と主体の役割

計画の進行管理

5-2 協働により実現するみどりのイメージ

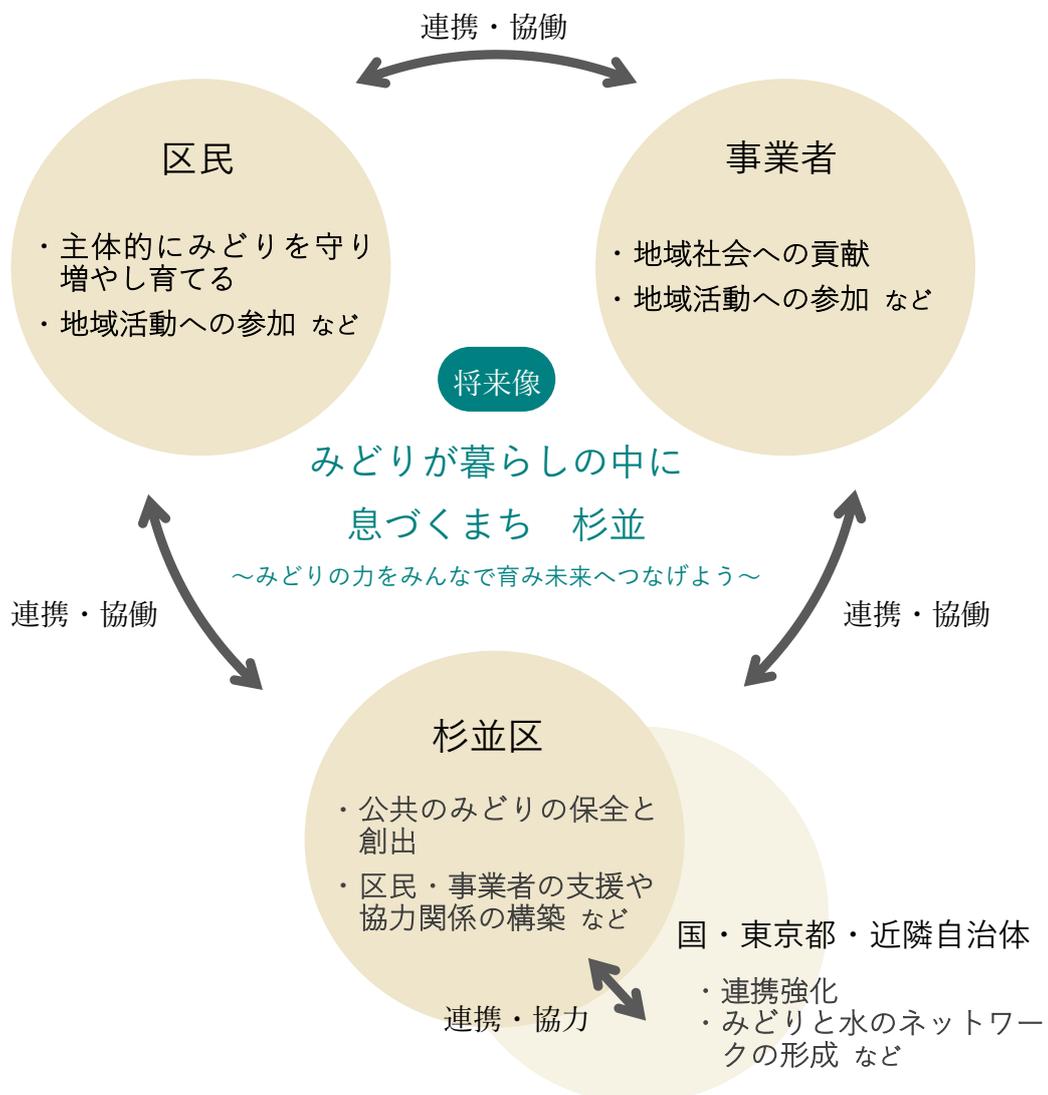
「住宅街」「商店街」「屋敷林・農地」「公園」

「学校」「河川」「道路」のみどり

5-1 区民・事業者・行政の役割

取組の推進体制と主体の役割

本計画は、区民（町会・自治会、商店会、地域活動団体等を含む。）、事業者（教育機関、研究機関等を含む。）、行政（杉並区以外の国・東京都・近隣自治体等を含む。）などの多様な主体が、それぞれの役割を認識し、連携・協働しながら進めます。各主体が相互に補完し合い、みどりの保全・創出を着実に進めることで、持続可能で魅力あるまちづくりを実現します。



[区民]

- ・ 地域のみどりに目を向け、みどりの大切さを理解します。
- ・ 自宅周辺や地域のみどりを守り、育て、増やす活動に積極的に関わります。
- ・ 地域のみどりに関する活動に参加することで、地域住民とのつながりを深め、活動を通じてみどりへの関心を高めます。
- ・ 地域活動団体同士が連携し、協力体制を築き、情報を共有することで、より効果的なみどりの取組を展開します。

[事業者]

- ・ 区の施策と深く関わる主体であることを自覚し、本計画の趣旨を理解した上で、区と連携しながらみどりに関する取組を実践します。
- ・ 区民や地域活動団体等と連携し、みどりに関する活動の支援や実践を通じて、地域のみどりの保全、創出などの取組に貢献します。
- ・ みどりに関する環境教育を通じて、次世代の担い手及び活動を支援する人材を育成します。
- ・ 教育・研究の立場から本計画の趣旨を理解し、みどりの取組に関与することで、計画の実効性を高めます。

[杉並区]

- ・ 区は、庁内の連携のもと、公園・街路樹・公共施設などのみどりを保全、創出し、本計画を推進する主体の中心として、積極的に取組を進めます。
- ・ 区民、地域活動団体、事業者などによるみどりに関する取組を支援し、様々な主体を結びつける役割を果たすことで、関係者間の相互理解と協力関係を築きます。
- ・ 国・東京都・関係自治体との情報共有や協議を通じて、みどりに関する連携を強化し、みどりと水のネットワークの形成を図ります。

[国・東京都・近隣自治体]

- ・ 区との情報共有や協働を通じて、みどりの保全・創出に関する取組を広域的に推進します。
- ・ 国・東京都・近隣自治体が管理する公園・道路などの施設や空間について、区と連携してみどりと水のネットワークの形成を推進します。

計画の進行管理

本計画の進行管理は、PDCA サイクル及びOODA（ウーダ）ループにより行います。

みどりの施策には、中長期的な視点が欠かせないため、事業の継続的な改善に取り組めます。

- [Plan（計画）] 多様な主体の意見を取り入れながら区が計画を立案・改定
- [Do（実行）] 多様な主体が連携しながら取組を実施
- [Check（評価）] みどりの実態調査等により進捗状況や成果を点検・評価
- [Action（改善）] 多様な主体と連携しながら計画内容や取組の見直しを実施

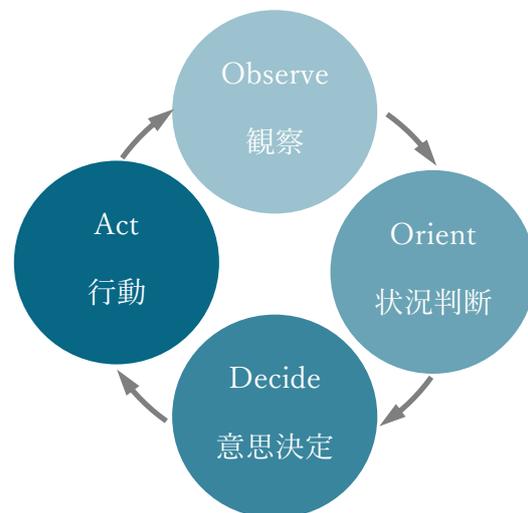
加えて、気候変動による猛暑・豪雨への対応や、社会状況の変化による物価高騰への対応、利用者ニーズの変化による公園管理のあり方などは、短期的にもスピード感をもって対応していきます。

- [Observe（観察）] 状況や環境の変化を客観的に把握
- [Orient（状況判断）] 観察した情報を基に状況を判断
- [Decide（決定）] 具体的な行動方針を決定
- [Act（行動）] 決定した行動を実行



PDCA サイクル

- [中長期的な施策の改善]
- ・屋敷林や農地の保全施策
- ・公園施設の改修
- ・環境学習 など



OODA ループ

- [短期的な施策の改善]
- ・公園利用ルール
- ・公園施設の維持管理 など

5-2 協働により実現するみどりのイメージ

区民、事業者、行政との協働によるみどりの取組で、実現するまちのイメージを、「住宅街」「商店街」「屋敷林・農地」「公園」「学校」「河川」「道路」に分けて共有します。

[住宅街のみどり]

生け垣や花壇など身近なみどりの創出によって住宅街が魅力的なまちとなり、歩いて楽しい散歩道がつくり出されています。また、それぞれの緑化は、雨水の浸透や水循環の改善にも役立っています。

各家庭では、ガーデニングや家庭菜園を楽しんだり、落ち葉をリサイクルしたりと、世代を超えた活動が盛んです。みんなで協力しながら、みどり豊かな住環境を育て、守っています。

みどりがあることで、生きものが利用できる空間が生まれています。



[商店街のみどり]

商店街では、壁や屋上をみどりで彩ったカフェで、みんながゆったりとくつろいでいます。

お店の軒先には、季節の花が咲き、歩くだけで楽しくなるような散歩道が広がっています。

そんな「また来たくなる」みどりいっぱいの商店街が、たくさんあります。

駐車場の緑化や、地域に昔からある植物（在来種）を使った植栽、雨水を活かした「雨庭」など、環境にやさしい工夫も進んでいます。

区と商店街の事業者等が力を合わせたこれらの取組により、生きものや水循環にも配慮した、心地よいみどりの空間づくりが商店街全体に広がっています。

周辺の建物やみどりと調和した色彩やデザインの建物にすることで、一体感のある魅力的なまちなみが形成されています。

小さなスペースにもみどりを設置することで、うるおいのあるまちなみが形成されています。



駐車場が緑化されることで、雨水の流出が抑制されています。

接道部を緑化することでまちなみのみどりが豊かになります。

[屋敷林・農地のみどり]

屋敷林では、ボランティアの方々が剪定や落ち葉掃きを行うなど、みんなが協力しながら、武蔵野らしい原風景を守っています。こうした貴重なみどりは、「いこいの森」（市民緑地契約制度）の利用やボランティアなどの保全活動を通じてのふれあい、区民農園での農業体験、農業祭での地元野菜の販売購入（地産地消）などに関わることで、その大切さが、次の世代へと受け継がれています。

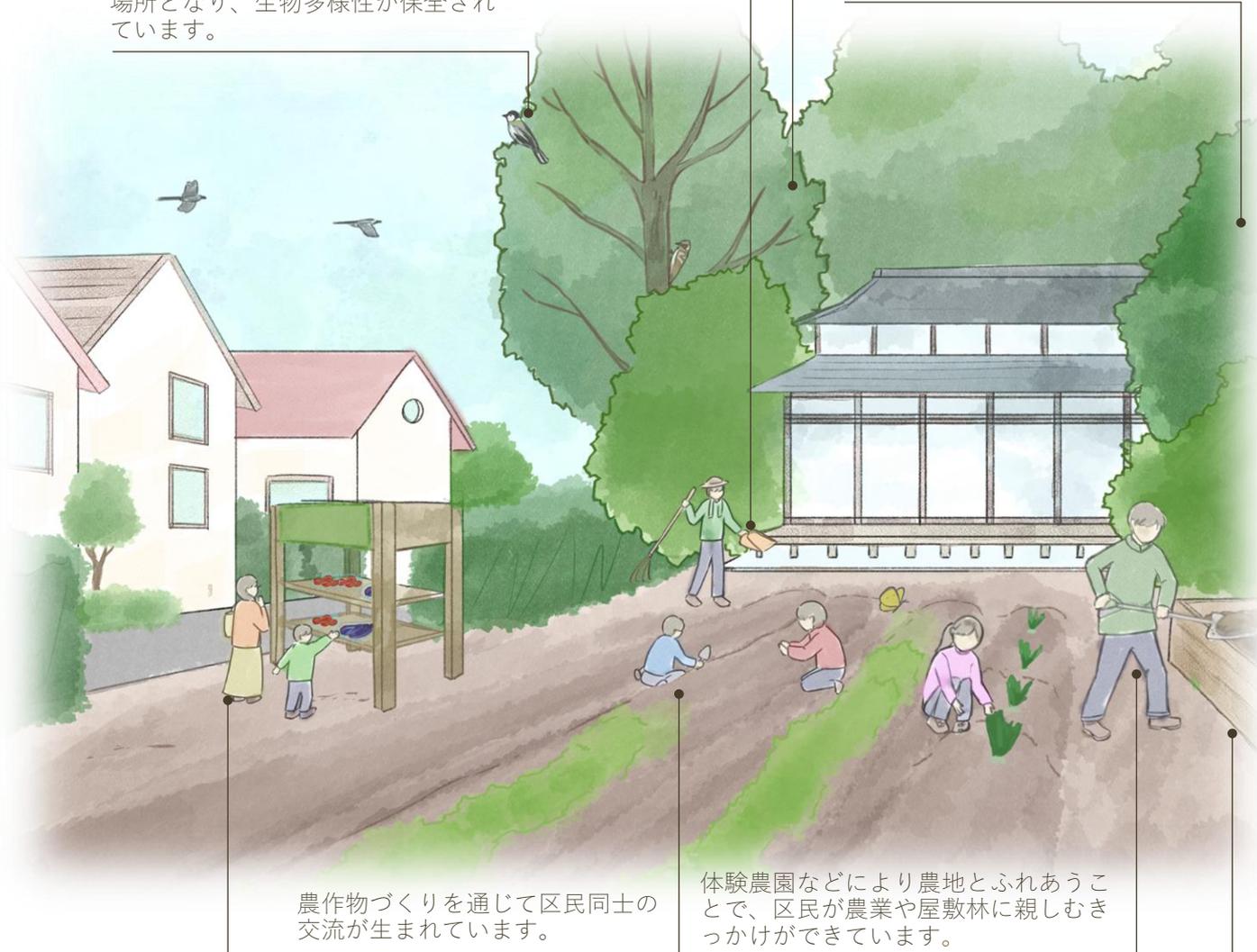
みんなに関わりながら、地域の自然を守り育てていく、そんなあたたかいつながりが、屋敷林や農地のみどりを支えています。

屋敷林・農地の大切さをボランティアなどの保全活動を通じてPRし、屋敷林の景観が守られています。

まとまったみどりが生きものの生息場所となり、生物多様性が保全されています。

保護樹林として登録され、まとまったみどりが守られています。

まとまったみどりを保全することで夏場の木陰をつくり人々や地域に涼しさを提供しています。



農作物づくりを通じて区民同士の交流が生まれています。

体験農園などにより農地とふれあうことで、区民が農業や屋敷林に親しむきっかけができています。

地域で育てられた作物を地域で消費することで、区民が地域の農地に関心を持つ機会が生まれています。

落ち葉や刈り取った草を腐葉土・堆肥として活用し、みどりのリサイクルが行われています。

[公園のみどり]

公園では、ボランティア団体や区民の皆さんが、みどりの維持管理に参加しています。

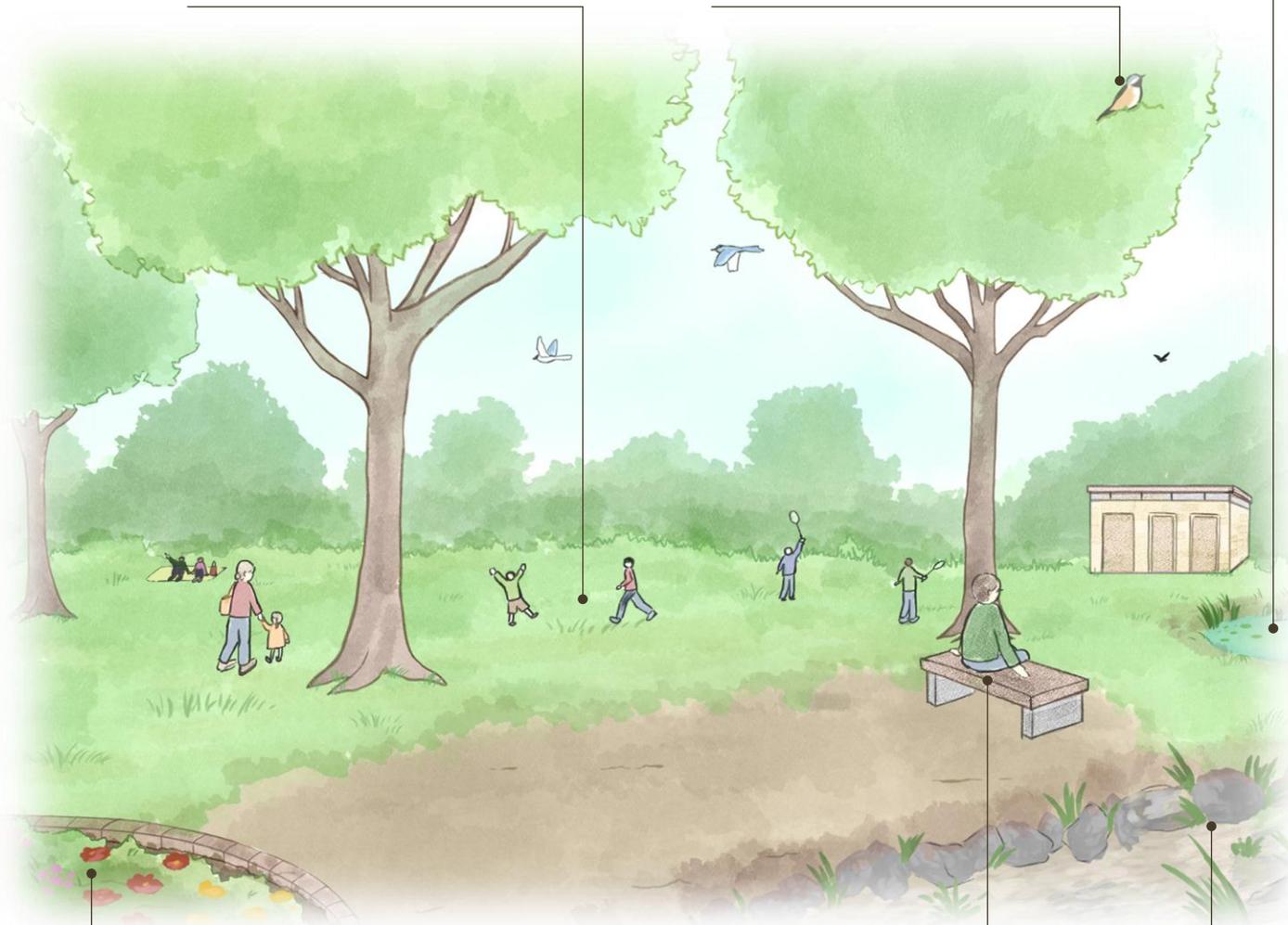
こうした活動により、世代を超えての交流や憩いの場が育まれています。また、公園の整備では、説明会やオープンハウス型の懇談会への区民の参加により、区民の声を聞きながら公園づくりが進んでいます。

ビオトープなどのグリーンインフラを活かした環境学習や地域でのイベントなどが行われ、区民のニーズに合わせた公園の使い方が広がっています。公園は、みどりを楽しむだけでなく、地域のつながりを育てる大切な場となっています。

ビオトープや池などにより生きものの生息場所や移動経路が確保されています。

広い空間があることで子どもたちが遊ぶ場所やコミュニティ創出の場所が生まれています。

大きな木があることで、木陰で人や野鳥が休憩できます。



花壇で花を育てることで、季節を感じられる場所になっています。

ベンチや遊具などの公園施設や樹木が安全な状態に保たれ、区民が安心して利用できる公園になっています。

公園の一面に雨庭をつくり雨水浸透の促進が図られています。

[学校のみどり]

学校では、地域活動団体等と協力して、ビオトープでの生きもの観察など、自然を活かした環境学習が行われ、地域課題に自然の力を取り入れる「グリーンインフラ」の活用を通じて、子どもたちはみどりの大切さを体感しています。また、「落ち葉感謝祭」や「炭焼き体験会」などのイベントへ参加することで、地域の人たちと一緒にみどりについて学び交流しています。

子どもたちと地域のボランティアの方々がつながることで、学校は地域と次世代をつなぐ、みどりの学びの場となっています。

屋上緑化や緑のカーテンを設置することで、冷房だけに頼らない暑熱対策がされています。

ビオトープを通じて環境について学び、地域の方々と子どもたちの交流が生まれています。

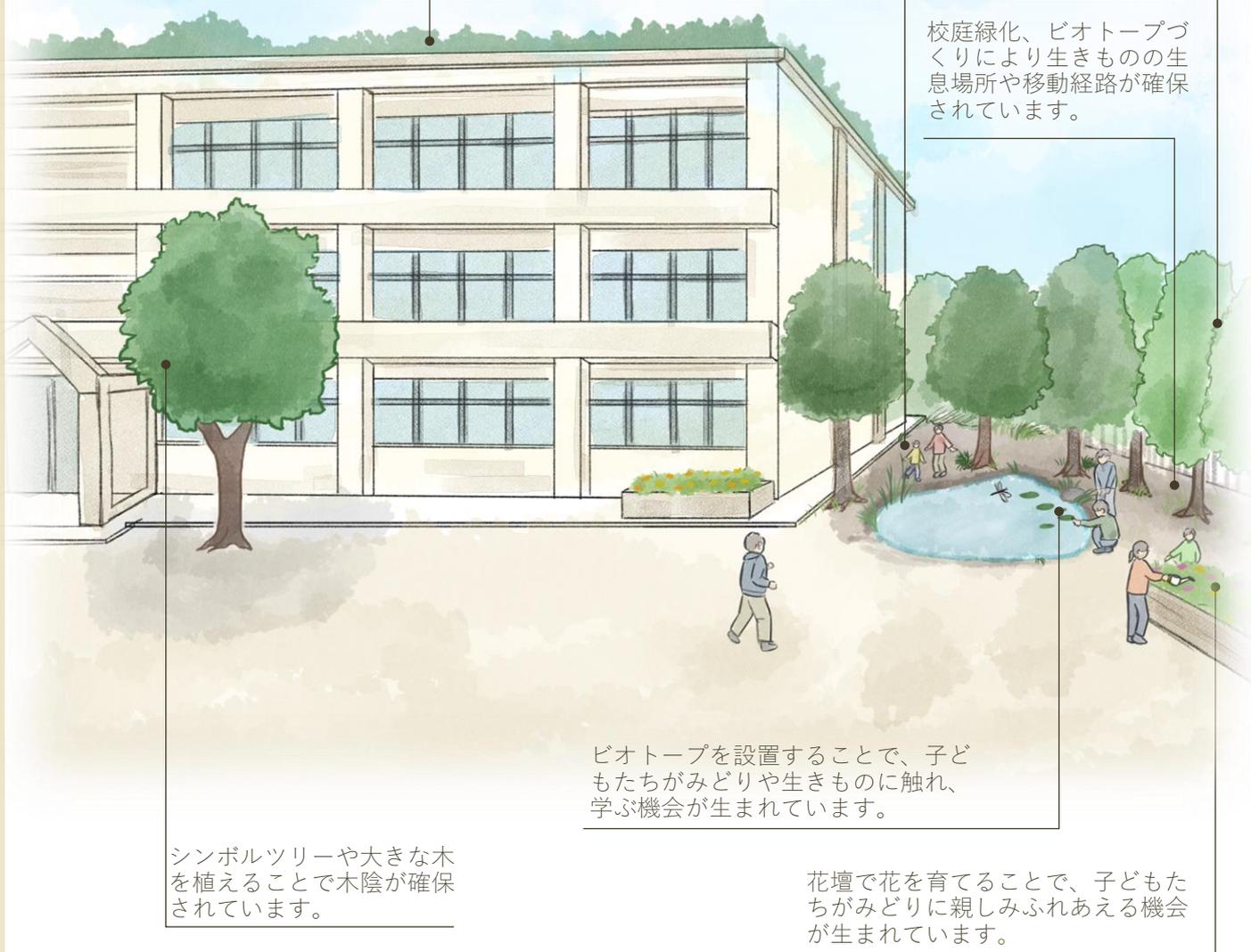
敷地内を緑化することで、周辺のみどりにつながりのあるみどりが創出されています。

校庭緑化、ビオトープづくりにより生きものの生息場所や移動経路が確保されています。

ビオトープを設置することで、子どもたちがみどりや生きものに触れ、学ぶ機会が生まれています。

シンボルツリーや大きな木を植えることで木陰が確保されています。

花壇で花を育てることで、子どもたちがみどりに親しみふれあえる機会が生まれています。



[河川のみどり]

東京都や近隣の自治体と協力して、河川改修事業により整備された親水施設や護岸の緑化を進め、自然に近い水辺の空間を創出するとともに、区内の湧水を守る取組が行われています。

また、地域の方々やボランティア団体による清掃活動や外来種の駆除などを通じて、生態系が保全され、多様な生きものが棲む水辺環境を守り、次の世代へと引き継がれています。

みんなで関わりながら、水とみどりが調和する、心地よい河川空間を育んでいます。

河川沿いを散歩したりジョギングしたりすることで、みどりとふれあいながら健康づくりが行われています。

護岸が緑化されることで、生きものが生息できる環境が創出されています。

ゆとりのある空間があることで、区民の憩いの場が創出されています。

水鳥の棲む水辺空間を創出し、生きものとの共生を学ぶ機会ができています。

河川沿いを緑化することで、みどりのベルトづくりの形成が図られています。

河川の清掃活動を通じて多様な生きものの生息環境や、美しい河川の景観が守られています。

[道路のみどり]

街路樹や植栽帯が彩る道路では、四季を感じながら、木陰のある心地よい歩行空間が形成されています。歩いているだけで気持ちがやわらぐ、そんなみどりあふれる道を、みんなで一緒に育て守っています。

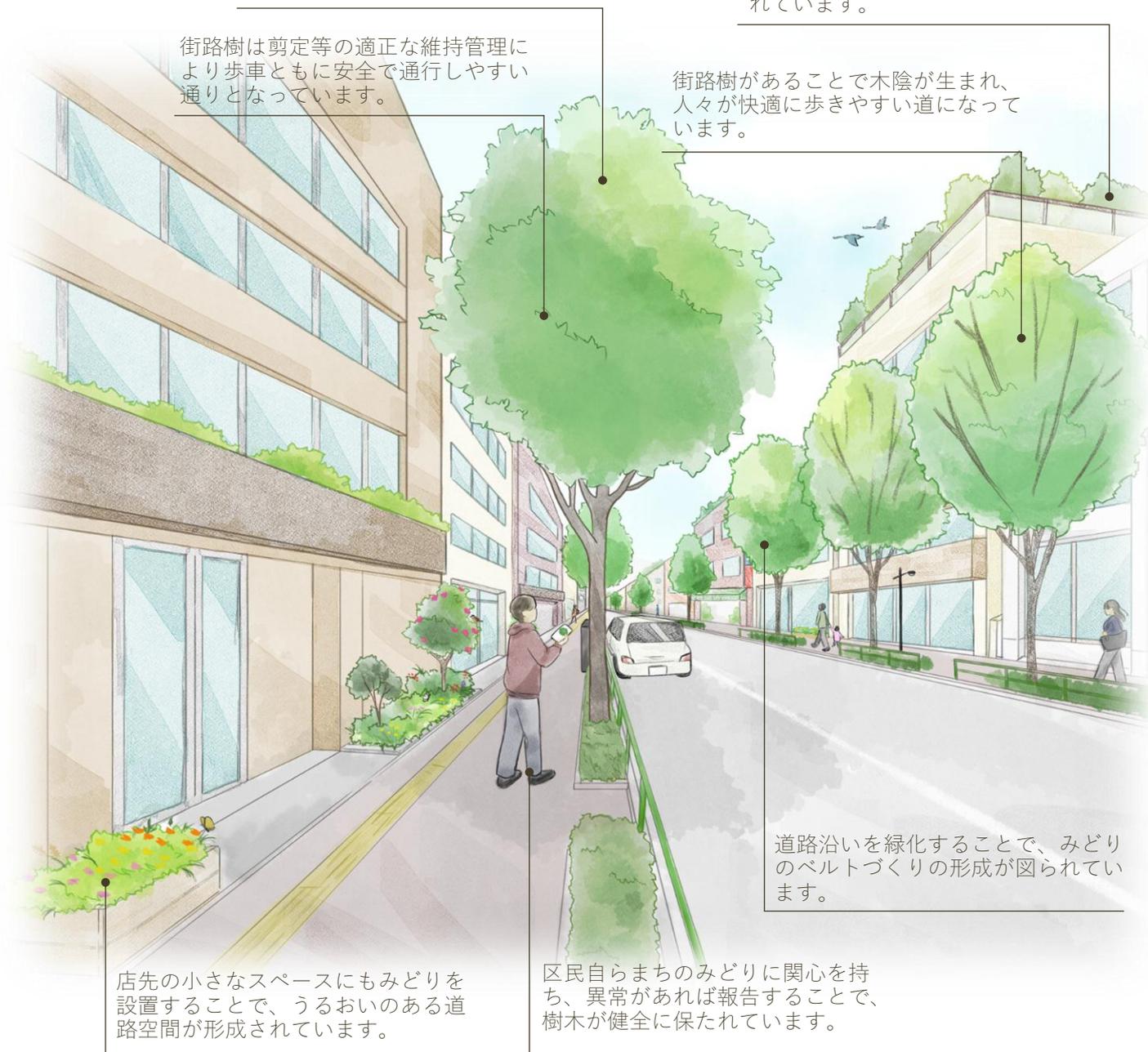
みどりがあることで、まちの景色が美しく、環境にもやさしい歩く楽しみが広がる道路空間となっています。

街路樹などの緑化により生きものの生息場所や移動経路となり、生物多様性の保全が図られています。

屋上・壁面・ベランダ等の緑化により、うるおいある道路空間が創出されています。

街路樹は剪定等の適正な維持管理により歩車ともに安全で通行しやすい通りとなっています。

街路樹があることで木陰が生まれ、人々が快適に歩きやすい道になっています。



道路沿いを緑化することで、みどりのベルトづくりの形成が図られています。

店先の小さなスペースにもみどりを設置することで、うるおいのある道路空間が形成されています。

区民自らまちのみどりに関心を持ち、異常があれば報告することで、樹木が健全に保たれています。



▲大田黒公園ライトアップ